

日本の古代御牧・私牧の成立と展開 ～甲斐国御牧・都城近郊の私牧の事例から～

山中 章

はじめに

日本の古代牧を考古学によって研究した事例は限られている。その原因是、牧を特定する条件が明確ではなく、推定される遺跡の範囲が広大で、調査することが困難であるとされていたことによる。このため、馬を飼育し、管理する施設である牧の研究よりも、乗馬、調教に不可欠な馬具の研究が重点的に進められた。古墳に副葬される馬具の型式変化の研究によって、馬が地域社会へいかにして浸透していったのかが明らかにされた。

ところが近年、大規模な交通網の整備や圃場整備に対する事前調査の実施によって、広域遺跡の研究が可能になると、牧への関心も高まり、牧の分析が可能となつた。1985～86年に、山梨県北巨摩郡武川村に所在した宮間田遺跡の発掘調査が実施されると、甲斐国における牧研究が一気に進展した。

本稿は、日本古代に設置された御牧や王臣家などが開発に関与したとされる私牧について、考古学、歴史地理学、文献史学の資料を用いて、牧の成立過程や構造を分析した成果の一部である。

本稿は次の三章構成になっている。

第一章では、甲斐国御牧の一つである真衣野牧に関する報告書群を再精査し、御牧の構造を分析した²。

第二章では、文献史料が伝える王臣家の私牧の一つである薦生牧（伊賀国）・廣瀬牧（大和国）を素材に、牧の立地と機能の関係について論じ、その成果の一部から三関が持つ牧機能の可能性について言及した³。

第三章では、摂関家の私牧とされる垂水牧（摂津国）を素材に、牧から荘園への転換過程を分析した。

最後に、三つの事例分析を通じて、現状で指摘できる古代牧の成立から展開、変容過程に関する若干の考察を示した。なお、第一章は拙稿の細部を修正し、第二章はかつて紹介した資料の再分析を基礎に、第三章は、本科研の研究会において示した考察の一部からなっている。

本論に入る前に、筆者が牧研究に至った経緯もまた、着想の原点にあるので認めておきたい。

2012年3月と2013年9月の二度にわたって以前から強い関心を持っていた信濃国の千曲川流域に所在した御牧（望月牧、塩野牧、新治牧、長倉牧）を踏査する機会を得た。本踏査によって気づいたのが、牧と地形との深い関係で、牧研究の原点となつた。

その後、2015年8月に、科学研究費基盤研究（A）研究代表者橋本義則（山口大学

教授）による中国甘粛省礼県に所在した大堡子山遺跡の踏査に入る機会を得た⁴。本遺跡は、中国戦国時代の秦が、モンゴルから導入した馬を放牧するために整備した最初の地点と伝えられた遺跡である。遺跡からは小規模な住居群や、祭祀遺物を埋

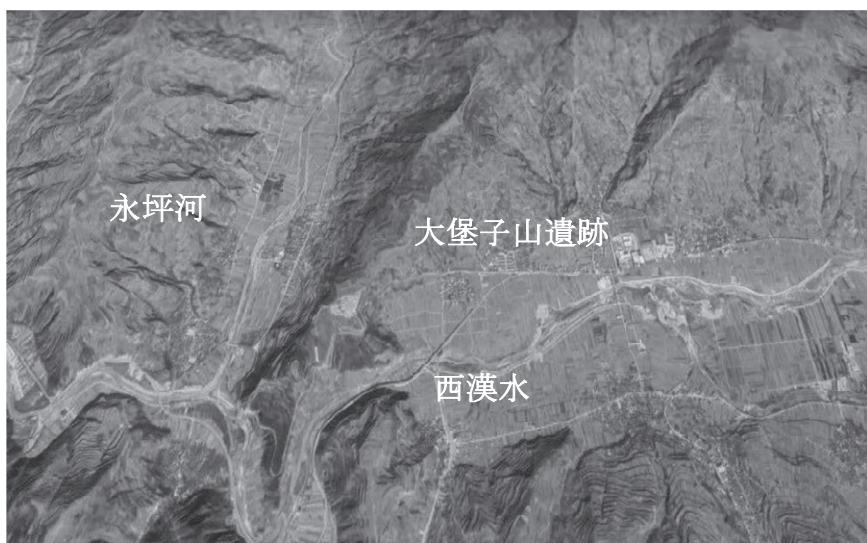
納した遺構、遺跡最頂部に設けられた長大な建物跡および複数の墓などが検出されていた。しかしこれらの考古学的情報には、牧や馬との関係を直接的に示す資料はなく、なぜ当該地が秦最初の牧と評価されたのかを理解することができなかった。そこで、遺跡内をくまなく歩き、地形の観察に努めたところ、次のような特徴的な地形に立地していることに気付いた（第1図）。その地形の特徴は次のようなものであった。

- ① 遺跡が西漢水と永坪河に挟まれた河岸段丘上に位置すること。
- ② 遺跡は、段丘東斜面に立地し、東側を北東から南西に流れる西漢水に向かって緩やかに傾斜する低位段丘上に位置すること。
- ③ 現地踏査はできなかったが、西漢水上流部に同様の地形が広がっていること。
- ④ 遺跡の西側を北から南に流れる永坪河が遺跡の西側に大規模な段丘崖を形成していること。

このような地形によって、大堡子山遺跡は四周から孤立した空間に位置していたのである。牧や馬に関する直接的な情報はなかったが、地形に関する特徴を確認することができた踏査であった。

大堡子山遺跡の地形の特徴は、現地踏査した日本の千曲川流域に所在する御牧と酷似していた⁵（第2図）。

新治牧は千曲川右岸の段丘上に推定される御牧である。現在も「新治（張）」などの地名が残り、一帯が有力な比定地とされてきた。牧は北北東から南南西に緩やかに傾斜する段丘斜面（大石沢川の扇状地）上に営まれている。牧推定地の南部を東西に北国街道が通り、陸上交通の要所に位置している。牧の南端が千曲川段丘崖であるが、崖の直近に6世紀後半頃の円墳・塚穴古墳が所在する。古墳は全長6.9m、玄室幅2.9mを測り、両袖式の南に開口する横穴式石室である。周辺部は可耕地の少ない、生産地としての土地利用の困難な地形上にある。なぜこの地に後期古墳が設けら



第1図 GOOGLE EARTH にみる大堡子山遺跡の地形

れたのか。

牧推定地で古墳の所在する事例の一つに、塩野牧の南端に位置する馬瀬口下原古墳群がある⁶。6世紀後半～7世紀前半に営まれた円墳で、そのうちの一基は両袖式の横穴式石室を主体部とする。

両牧のもう一つの共通点は交通路が牧を横断していることである。新治牧は東山道（北国街道）が北辺を横断し、清水駅推定地に接している。塩野牧は南辺を須芳山嶺道と呼称される伝路と接している。須芳山嶺道は東山道深沢駅から分かれて諏訪郡家と佐久郡家を結んだ道路（伝路）である⁷。平安時代には塩野牧の南西に所在した望月牧から平安京へ馬を搬出（駒牽）する重要な交通路となった⁸。

モンゴル平原のような広大な原野を有しない東アジアの諸国では、河川と丘陵などの自然地形を最大限に生かして放牧場を設置し、生産馬を管理し、必要に応じて接続する交通路を用いて消費地（日本古代には宮都）へ供給したのである。

以上の現地踏査の成果から、牧を次の4類型（A～D）に分類して以後の分析を進めていく⁹。

(A) 丘陵谷型牧

丘陵内の谷地形、旧河道を利用して、狭い空間を遮蔽して設置した牧である。当該牧は、遮断性に優れるが、広い空間を確保することが難しい。

私牧の河内国坂門牧、武藏国秩父牧（石田牧・阿久原牧）等が該当する。

(B) 中位段丘面型牧

大河によって形成された中位段丘面上の段丘緩傾斜面に位置する。これを挟む二辺に所在する中小河川が周辺を遮断して形成する牧である。御牧では信濃国望月牧・新治牧・塩野牧が該当する。いずれも千曲川が形成した中位段丘面の緩傾斜地を利用した。

(C) 河川合流型牧



第2図 新治牧南端の塚穴古墳（墳頂から千曲川段丘崖を見る。左下は案内板方向から墳頂を見る。筆者撮影）

複数河川の合流部の氾濫原などの低湿地を活用する牧である。河川の氾濫が繰り返されるため、厩舎や馬子の居住空間の確保に課題がある。近都牧の摂津国鳥養牧、官牧では上野国中野谷遺跡（安中市）等が該当する。

(D) 低位段丘面型牧

日本の古代牧で最も多いタイプである。蛇行する河川が形成した低位段丘と背後の丘陵や段丘崖に夾まれた連続する半円形の空間を利用した。丘陵と河川の接点付近にのみ柵などの人工施設を設置すれば少ない労力で閉鎖空間を設置することができる。いくつか具体例を挙げると、甲斐国の御牧では真衣牧（宮間田遺跡）・穂坂牧・柏前牧などが該当し、釜無川の形成した低位段丘面を利用した。武藏国の御牧では小川牧・小野牧・由比牧が該当し、多摩川の低位段丘面を利用した。近都牧では摂津国為奈野牧・豊島牧が該当し、猪名川、三国川の低位段丘面を利用した。諸国牧では武藏国檜前牧（神流川低位段丘を利用か）、私牧では伊賀国薦生牧（名張川河川敷を利用）・大和国廣瀬牧（同）・摂津国畠野牧（猪名川支流河川敷を利用）などが該当する。

その他、牧以外の類似地形

この他、牧ではないが、発掘調査によって明らかになった地形から、馬の飼育、短期放牧の想定可能な遺跡に伊勢国鈴鹿関（鈴鹿川と城山との間）、美濃国不破関（藤戸川と段丘崖との間）がある。関においても牧と類似の地形を利用した馬の管理施設が付属した可能性を指摘できることから、今後の調査知見として活かしたい。

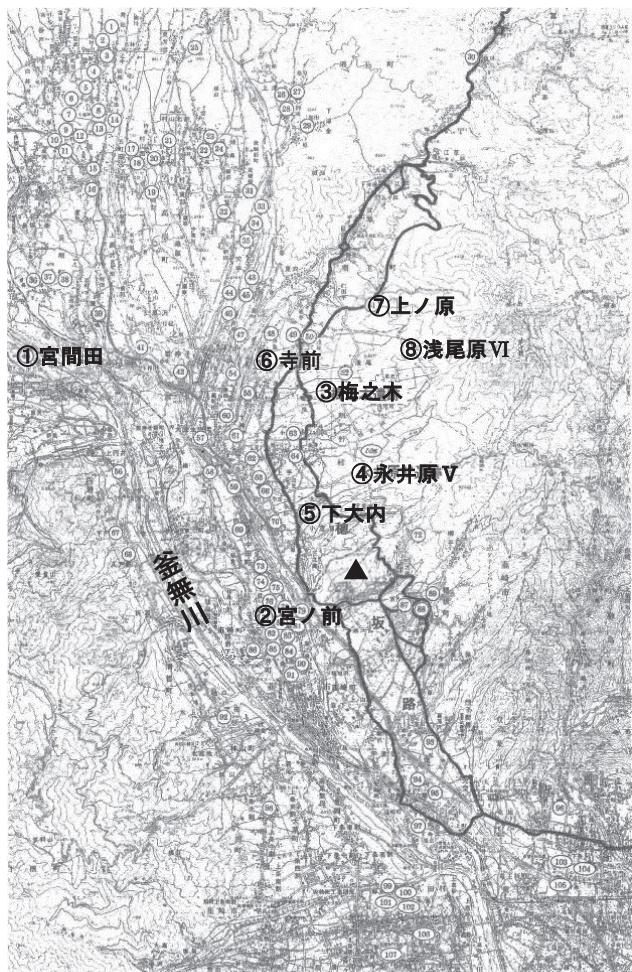
次章では、日本古代の馬生産の中心施設、御牧の一つ、甲斐国巨摩郡に所在したとされる真衣野牧の分析から牧の基本構造を検討する。

第一章 甲斐国御牧〈真衣野牧〉の成立と展開（第3図～第11図）

はじめに¹⁰

『延喜式』左右馬寮式御牧条によれば、御牧は東国に集中し、甲斐国3(柏前牧、真衣野牧、穂坂牧)、武藏国4、信濃国16、上野国9の合計32牧を設置していたという。日本古代の御牧に関する研究は、主に所在地比定を歴史地理学の地名分析に、制度研究を文献史学によって進めてきた。甲斐国御牧も同様で、その所在地は釜無川上流域の両岸に連続して設けられたことが指摘されてきた。ところが1980年代から進められた圃場整備事業や高速道路建設に伴う事前の発掘調査は、はからずも、牧のような広範囲を占有したと推定された施設の発見に大きな役割を果たした。甲斐国における最初の重要な調査が、山梨県北巨摩郡武川村(現北斗市)に所在した宮間田遺跡の発掘調査であった。

宮間田遺跡は釜無川右岸の低位河岸段丘上に位置し、西には鳳凰山の急峻な山塊が迫り、北や南には鳳凰山に源を発する大武川、小武川、黒沢川などの小河川が段丘を深く刻んで釜無川に流下した。東アジアにおける牧の立地としては典型的な[D]低位段丘面型牧である。歴史地理学的にも「牧原」の地名が残り、甲斐国御牧の一つ真衣野牧の有力な比定地とされていた。1985年に開始された調査では、100基近くの堅穴住居址や複数の掘立柱建物が検出された。特に遺跡北西部の丘陵裾部の住居址から「牧」と記された墨書き土器が出土し、当該遺跡が真衣野牧の一角であることが決定的になった。ただし、堅穴住居が牧のどのような機能を担っていたのか、遺跡そのものの機能はいかなるものであったのか、などについては不明であった。



第3図 釜無川流域の古代遺跡位置図(①宮間田遺跡、②宮ノ前遺跡、③梅之木遺跡、④永井原V遺跡、⑤下大内遺跡、⑥寺前遺跡、⑦上ノ原遺跡、⑧浅尾原VI遺跡
▲穂坂牧 註21-③文献の図に加筆)

その後、左岸域で進められた発掘調査は、100件を超えて、中でもこれまで大きな成果のなかった奈良・平安時代の遺跡を数多く検出した。焼印や皇朝十二銭等、馬制や官衙との関係を示す遺物が出土した。本章では発掘調査の成果に基づいて、御牧である真衣野牧の成立から展開について検討する。

第一節 宮間田遺跡の構造

(1) 住居分布の変遷 (第4図)

遺跡から出土した堅穴住居址は94棟 (内3棟は小鍛冶堅穴建物) である。土器を基にした編年と建物の所属時期は以下の通りである。

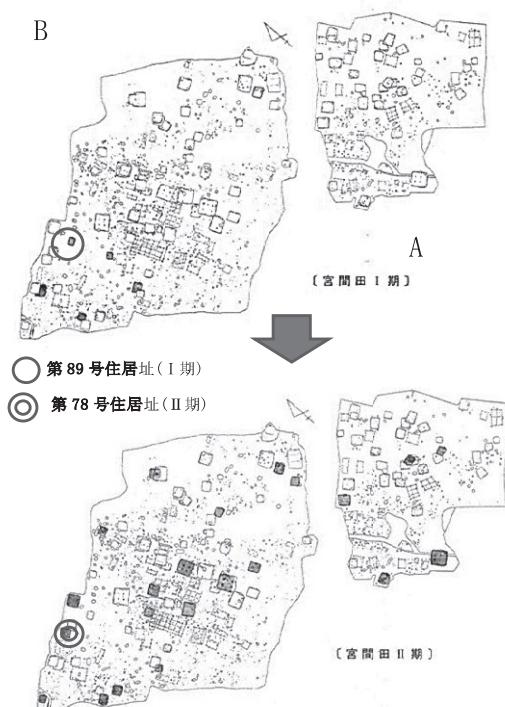
〈宮間田I期₁₁ - 甲斐型杯編年VI - 〉 8
世紀末~9世紀初頭: 第74・84・87・
89号住居址 〈4基8%〉 (第5図)
〈宮間田II期 - 甲斐型杯編年VII - 〉 9
世紀前半: 第10・15・19・35・40・
56・61・64・68・71・72・78・80・82・83・85・86・90号住居址 〈18基37%〉
(第6図)

〈宮間田III期 - 甲斐型杯編年VIII - 〉
9世紀中頃~9世紀後半: 第17・18・
29・32・38・50・52・55・62・
66・67・80・88号住居址 〈13基
27%〉 (第6図)

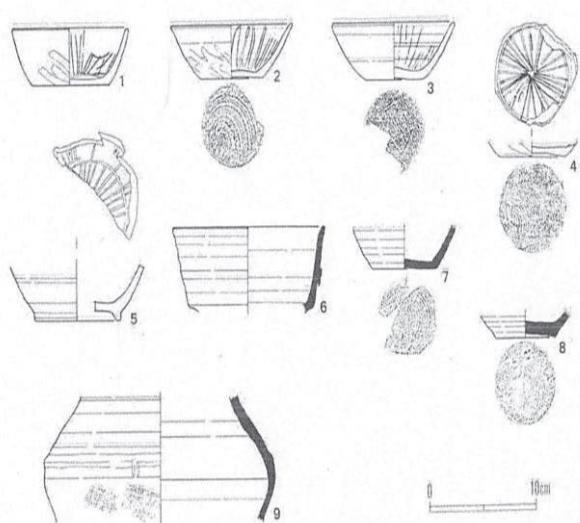
〈宮間田IV期 - 甲斐型杯編年IX - 〉
10世紀第1~第2四半期: 第37・
42・43・48・54・70号住居址
〈6基12%〉

〈宮間田V期 - 甲斐型杯編年X - 〉
10世紀第3四半期~10世紀第4四
半期: 第20・27・36・45・53・73・
75号住居址 〈7基14%〉

〈宮間田VI期 - 甲斐型杯編年XI - 〉
11世紀前半: 第9号住居址 〈1基
2%〉



第4図 宮間田遺跡I期・II期建物分布 (網のかかっている住居址が当該期のもの。註1文献の図を複写)



第5図 宮間田遺跡I期第89号住居址出土遺物実測図 (註1文献の図を複写)

合計 49 基

これによると II 期と III 期で全体の三分の二を占め、遺跡の盛期が当該期にあり、IV 期以降急速に衰退することが判明する。また、住居の多寡に関係なく、II・III 期では住居は調査区内に散在的に分布している。

掘立柱建物の時期を特定することは困難であるが、II 期 A 区中央付近に 2 棟の総柱建物が検出されており、当該期には調査区中央付近に倉庫が設けられていたと推測した。

(2) 竪穴住居第 78 号住居址出土遺物（第 6 図）

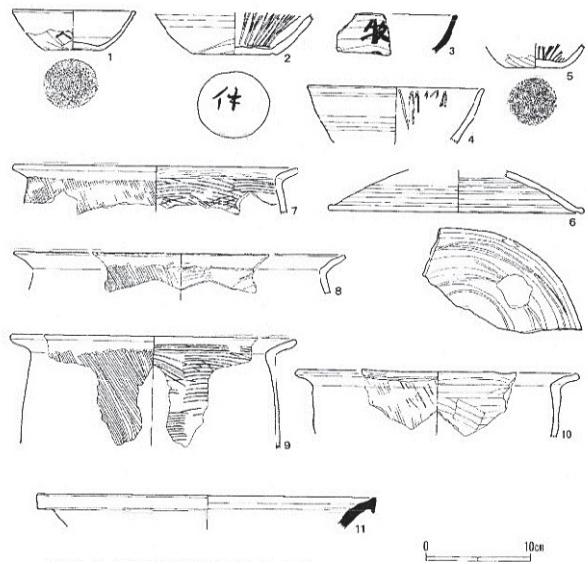
第 II 期で注目されるのが第 78 号住居址である。「牧」銘墨書土器を共伴し、遺跡の性格を決定づける資料とされた。

（第 6 図 3）

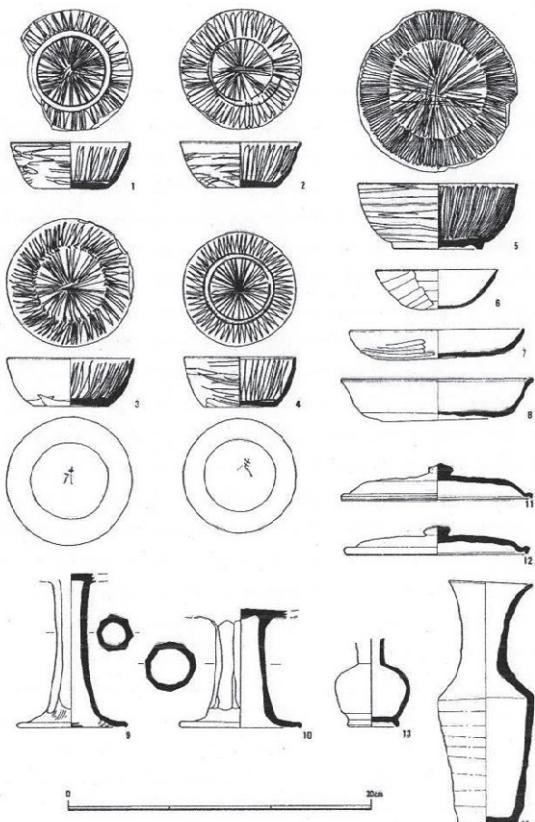
ところで、宮間田遺跡の初現は第 I 期である。第 89 号住居址ほか 3 棟が遺跡の西辺部にまとまって検出されている。共伴した遺物は甲斐型杯（第 5 図 1~4）や須恵器（第 5 図 5~9）で、杯は典型的な I 期（甲斐型杯 VI 期）の特徴を示している。

これに続くのが第 II 期で、一気に住居址が増加し、土器を共伴するため、年代推定可能なものだけでも全体の 4 割近くを占める。第 78 号住居址では大小の甲斐型杯 4 点（1・2・4・5）と須恵器大型盤の蓋（6）1 点および土師器甕 4 点（7~10）が出土している。甲斐型杯（2）の底部外面にも墨書「伴」が認められる¹²⁰。

第 III 期以降は第 II 期と大きな



第 6 図 宮間田遺跡 II 期第 78 住居址出土遺物実測図（註 1 文献の図を複写）



第 7 図 平城京左京二条四坊十一坪井戸 SE57 出土甲斐型杯実測図（註 13 文献を複写）

変化はないが、堅穴住居が次第にB区東へ移動していく点に違いが認められる。第IV期以降にはA区にほとんど住居址は認められなくなる。なお、釜無川左岸域では10世紀後半に入っても多様な「集落」が展開しており、右岸域と大きな違いを示す。

(3) 宮間田遺跡の実年代（第7図）

甲斐型杯の実年代については、平城京左京二条四坊十一坪の井戸SE57から平城宮土器VIに相当する土器の出土¹³により大きく変更が迫られた。宮間田I期に相当する甲斐型土器IV期が平城宮土器VI、則ち桓武朝の土器と共に伴していることが明らかとなり、実年代が一気に780年以降と70年近く遡ることになった¹⁴。

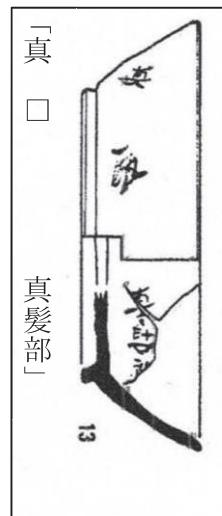
（第7図1～5）

ところで、平城京左京二条四坊十一坪内の同時期の別の井戸SE53出土土器には、第8図のような墨書き土器が共伴している（註13報告書35頁「墨書き土器13」の須恵器体部内外面に記された墨書き。実測図を文字を中心に90度回転させて表示）。これを再検討した清水みき氏¹⁵によれば、報告では「真□ 真□□」（同34頁墨書き土器一覧）とされている釈文は、「（外面）真 □ （内面）真髪部」と判読できるという。

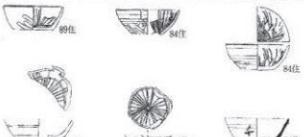
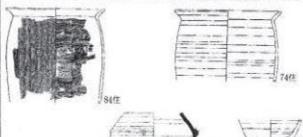
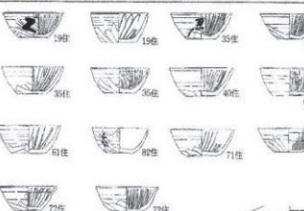
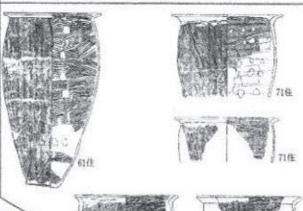
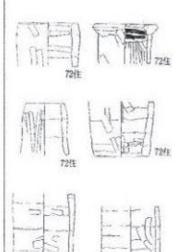
真髪部は『続日本紀』延暦四（785）年五月丁酉の詔¹⁶により光仁天皇の諱「白壁」を避け、以後、氏族の姓を「真髪部」と改めさせたものであり、この墨書きは785年以降に記載されたものと解釈すべきだという¹⁷。

さらに、『続日本後紀』承和二（835）年四月丙子条の記事には、「甲斐國巨麻郡馬相野空閑地五百町賜一品式部卿葛原親王」と、「馬相野」の空閑地500町歩を葛原親王に与えたとある。葛原親王は桓武天皇の皇子で、仁寿三（853）年に亡くなるまで、平城天皇以後文徳天皇までの歴代天皇の下、台閣の中心を担った人物である。馬相野¹⁸（まあいの）は真衣野（まいの）に音が通じ、現在の地名「牧野（まきの）」と変化したのであろう。この地が天皇のための御牧となった頃、美称の「真衣野牧」と表記され、『延喜式』の記載になったと解釈できる。

承和二年は、修正された甲斐型杯の編年ではVII～VIII期にあたり、宮間田II～III期に相当する。「牧」墨書き土器は宮間田II期とされ、葛原親王が馬相野の地を与えられた年代とほぼ一致する。すなわち、報告書段階では指摘されていない葛原親王への下賜年代と、宮間田遺跡II期の成立、そして「牧」銘の墨書き記載の時期が一致するのである¹⁹。「馬相野」がいつ御牧・真衣野牧となるかを直接示す史料はないが、葛原親王が亡くなる仁寿三年をさほど下らない時期に親王領は皇室直轄地として収公され、馬政実務を担当する官司機構の管理下に移行したと考えられる²⁰。甲斐型杯新編年のIX期、宮間田遺跡III期に相当し、宮間田遺跡の規模と内実が維持されている時期である。宮間田遺跡から堅穴住居址が消えるのが第VI期で、甲斐型杯が消える11世紀になると、当該地は牧の機能を失う。



第8図 井戸
SE53 出土墨書き
土器実測図
(註13文献図
面に加筆)

時期 器種	壺・皿・蓋・鉢	甕・壺・瓶類	その他
宮間田Ⅰ期	 <p>8件 8件 84件 89件 8件 8件</p>	 <p>84件 74件 8件 74件</p>	
宮間田Ⅱ期	 <p>19件 19件 35件 35件 39件 39件 49件 61件 8件 82件 71件 72件 72件 72件</p>	 <p>8件 71件 71件 71件 35件 35件 69件 69件 72件 72件 72件 72件 72件</p>	 <p>72件 72件 72件 72件 72件 72件</p>

第9図 宮間田遺跡 I～II期土器編年図（註1 報告書より転載）

葛原親王が承和二年に賜った馬相野の「空閑地」は、どのような性格・由来の土地であったかは不明だが、第三章で事例を述べるように、8世紀末から9世紀前半にかけて、前代以来継承されてきた皇室家産や国家資産の土地が、桓武天皇の皇子女たちの一部に与えられた。しかしその死後、彼らの土地の一部は、収公されて国家の用に供され、一部は、国家寺院としての性格を有した東寺等に施入された。

御牧としての真衣野牧の成立が、葛原親王の死に伴う所領（馬相野）の再編に起因していたとすると、馬相野もまた、葛原親王へ下賜される以前（宮間田遺跡Ⅰ期の頃）から国家あるいは天皇家の資産であった可能性は十分あろう。

(4) 宮間田遺跡の機能

すでに検討したとおり、宮間田遺跡を構成する遺構群は堅穴住居址群 94 基と掘立柱建物群 45 棟で、一部小鍛冶遺構を伴う堅穴住居址が 3 棟である。掘立柱建物には少なくとも 2 棟の縦柱建物があり、倉庫として利用されたと解釈できる。

500町歩（約2.2キロメートル四方）という広大な土地が御牧へと転換する基盤となつたと仮定すると、宮間田遺跡の遺構群は、牧全体の北西部に集中していたことになる。遺跡の東～南端は釜無川の氾濫原で、現在は6~8mの比高がある。建物群の背後（西）には鳳凰山の山塊が迫っており、南辺と北辺には大武川や黒沢川、小武川が急峻な河岸段丘をなす。自然地形を活かした馬の放牧場としては理想的な地形（低位

段丘面型牧) をなしており、宮間田遺跡の第一の機能が放牧にあつたことは間違いないからう。調査区の北西部に堅穴住居址や掘立柱建物が配置され、南東部には広大な空間がある。建物群は馬を飼育、管理するために配属された牧子(馬子)たちの生活施設とみなすことができる。2棟ある総柱建物を含めて当該遺跡が牧における第一義的使用法である放牧による飼育、管理空間であったと理解できる。

ところが、当該遺跡には馬生産に欠かせない諸々の鉄製品を生産、供給する施設を欠いている。これらはどのように確保されたのであろうか。そこで次節では、対岸を含む周辺に目を転じ、以下、左岸域の遺跡の概要と、その機能を量る特徴的事項を述べてみたい。

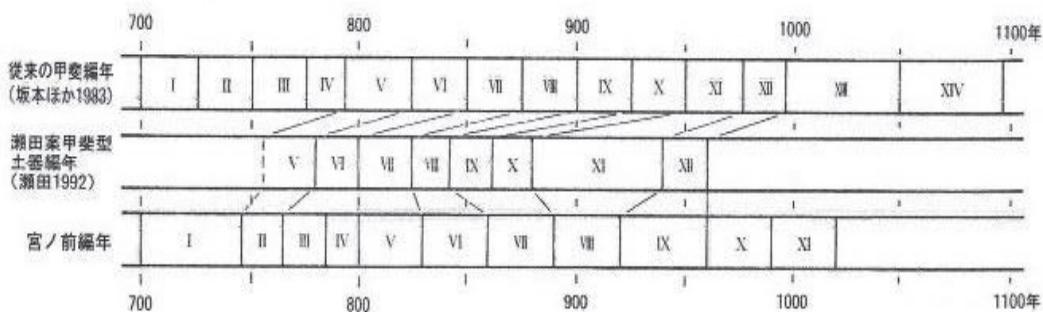
第二節 宮間田遺跡周辺の遺跡と機能

(1) 一般集落宮ノ前遺跡

宮ノ前遺跡(第3図②)は釜無川の左岸、塩川の右岸に位置し、両河川の形成した南北に長い河岸段丘上のはば中央に位置する。七里岩との間に挟まれた藤井平と総称される平坦地では古くから水田稲作が行われ、奈良時代には条里型地割が敷設された。宮間田遺跡に近く、宮間田遺跡に重複する時期の住居址多数からなる大規模集落遺跡である。

塩川の対岸(南東部)には「穂坂」の地名(第3図▲)が残り、御牧・穂坂牧の有力比定地に近接している。共伴土器から時期の推定可能な遺構では、堅穴住居址は349基あり、初現の第I期は8世紀前半に遡る。古代の釜無川両岸域において最も早く人々が居住した地域である。宮間田遺跡I期に並行する宮ノ前遺跡第IV期には18基、宮間田遺跡II期に並行する第V期(9世紀前半)には24基と増加し始め、ピークの第IX期(10世紀後半から末)には最多の109基にまで増加する。宮間田遺跡の廃絶期に最盛期を迎えるが、直後の第X期(11世紀前半)に7基と一気に減少し、XI期以降消滅する。全期間を通じて堅穴住居に特別な遺物が伴うことがなく、農耕を生業とする一般集落と推定できる。

(2) 梅之木遺跡²¹の鍛冶工房群と墨書き土器



第10図 甲斐型杯の編年比較

(註21—③文献を複写)

釜無川左岸域、塩川流域（右岸）に所在する梅之木遺跡からもまた、多数の竪穴住居址や掘立柱建物が検出されている。特に注目すべきは、甲斐型杯を中心とした食器類に多彩な墨書が施されている点であり、当該遺跡の墨書土器の種類毎、時期毎の分布状況から、遺跡の特徴を確認できる²²。遺構と文字との関係で注目されるのが「棍」銘墨書土器である。全体で 18 点出土し、第VII期が 7 点、第IX期が 11 点ある。鍛冶遺構と思われる施設を伴う 21 号、22 号住居から 10 点（□とされるものを含む。以下同じ）と、まとまって出土しているほか、鍛冶関連遺構や遺物の確認はないが、近接する第 20 号、第 24 号、第 85 竪穴住居址からも出土している。W2 区中央から西寄りに「棍」銘墨書土器が集中する。「棍」は音が「鍛冶(かじ)」に通じ、鍛冶集団との関係が示唆される。

最も多い文字は「真」（刻書「真」4 点を含む）で、総数 35 点ある。「真」文字は、VII～X 期（9 世紀第 3 四半期以後の期間）を通じて確認でき、調査区全体から満遍なく出土する。遺跡全体に共通して用いられた文字である。真衣野牧の省略形

「真」を表記した可能性がある。対岸の宮間田遺跡が真衣野牧の放牧地であったとの分析が正しいとすると、梅之木遺跡は、鍛冶工房を設けて、馬の飼育、管理に必要な鉄製品を生産する集団の居住、利用空間であったと解釈しておきたい。

次いで多いのが「田」墨書で、31 点出土した（刻書「田」2 点を含む）。「田」もまた VII 期から IX 期まで確認できる。出土住居址に偏りは認められないが、比較的 W2 区東部の住居址から出土し、前述の「棍」とは東西の対称地区からまとめて出土している。この地区の居住者は、グループを象徴する文字として「田」を採用していたのであろう。「真」、「田」、「棍」で墨書土器総数（210 点）の 40% を占める。

同一文字を 2 点以上記載する墨書土器はこのほかに、奉（11 点）、人（10 点）、仁（8 点²³）、乙（7 点）、矢（6 点）、源（4 点）、酒（3 点）、丸（3 点）、「丸・万」（2 点）、山（2 点）、淨（2 点）がある（58 点 28%）。これ等の文字の多くは、職掌や人名、小グループなどを記していた可能性があるが、詳細は不明である。

牧と関係深い遺物に、焼印が W2 区東端の 74 号土坑から出土している。全長 20.3cm を測り、現存する印面寸法は、3.2cm × 1.2cm と小さい。印面に文字は判読できていない。印面から軸部先端までに断片的な木質付着痕が認められる。木製柄に挿入されていたと推定されている。

（3）永井原 V 遺跡の囲繞施設

遺跡は塩川の左岸、茅ヶ岳西麓の標高 710m から 780m の緩斜面上に位置する。南沢川が形成した段丘崖が遺跡の南端で、北に向かって起伏の少ない緩傾斜の段丘面が延びる。遺跡の中央付近に栃沢川が東から西へ塩川に流下するため、遺跡は南北に分断されている。北の湯沢川まで広大な段丘面を利用すると推定されている。

検出遺構は空間を方形に囲繞する素掘り溝で、溝の全長は 697.6m を測り、遺構の残りが良好な場所では深さ 56cm、幅 100cm を測る。

施設北東端で第 11 図のような特殊土橋部分を確認している。溝はほぼ直線的に設けられ、耕作等による搅乱を受けて一部が途切れているが、特殊土橋部分以外は連続

的に続くと推定される。底面は礫の抜き取り痕以外には不規則な凹凸ではなく一定の深さの溝であった。断面形はほぼ平坦な底面から垂直に立ち上がり、壁面途中から上面にかけて漏斗状に開く形をとる箇所、底面から上面にかけてそのまま垂直に立ち上がり、U字状を呈する箇所や、遺構の残りが悪い部分では皿状を呈する箇所がみられる。特に遺構の残りが良好な箇所では「底面及び壁面に地山起源の褐色土がブロック状で混入している」という。溝の脇に柵等の構造物の存在を示すような柱穴は確認されておらず、築地などの人工的な構造物は確認できない。ただし、「地山起源の褐色土」が混入している状況は、次のような土砂処理の在り方を推測させる²⁴⁾。

① 溝の掘削時に、掘り上げた土砂を溝と並行してすぐ横に帶状に積み上げ、簡易な「堤」を形成する。

② 溝の機能停止（遺跡廃絶）後、「堤」の土砂が溝に流れ込む。

溝を大規模に掘削する目的は、地形を利用した空間囲繞では目的を十分に達成できなかつたからであろう。

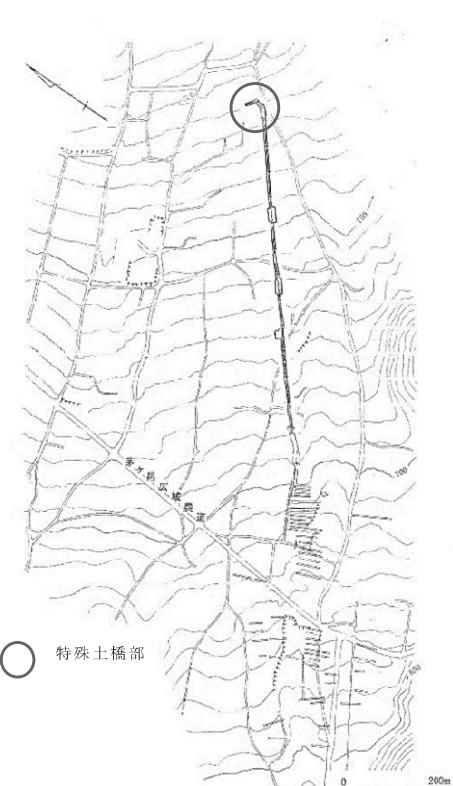
本遺跡の囲繞施設をより特徴づけているのが、北東角に土橋状に掘り残された構造部分である。溝は直角に掘削されず、隅部が陸橋状に掘り残されている。特殊な出入り口と推定できる（第11図○特殊土橋図示部分）。この位置を出入口とすると、陸橋部分は狭く、出入りは不自由である。しかし、出入りを制限するには最適な構造となる。放牧馬は定期的に健康診断され、二歳になると焼き印を捺して毛色などを記録した帳簿を作って管理した（『養老厩牧令』「10駒牘条」）。永井原V遺跡は、こうした機能を果たすに相応しい構造をしている。

これらの遺跡のほか、次のような遺跡の概要が紹介されている²⁵⁾。

(4) その他の周辺遺跡の概要

(A) 浅尾原VI遺跡（第3図⑧）からは、鋳造や鍛造などの燃料として必要な炭焼き土坑と鉄製品が出土した。馬管理に不可欠な鉄製品を製造する工房群であった。炭焼き用窯を併設しており、燃料の生産にも関与していた。

(B) 上ノ原遺跡（第3図⑦）は、鰻沢川の上流に位置し、隆平永寶（延暦15（796）年初鑄）を伴う住居址群からなる。宮間田遺跡I期並行の集落である。遺跡の性格を反映した遺構や遺物はないが、隆平永寶の初鑄年とI期の時期が近接しており、銭貨



第11図 永井原V遺跡の溝と土橋

（註21-③文献に加筆）

発行から時を経ることなく都からもたらされている。遺跡経営者の公的性格を示す可能性がある。

(C) 下大内遺跡（第3図⑤）は、永井原V遺跡の南西、南沢川中流域に位置する。年代の明確な資料では最も新しい延喜通寶（延喜七（907）年初鑄）を出土する。検出された遺構は多数の溝と土坑群である。溝群は、一般的に畠の畝と解釈される。仮に牧との関係があるとすれば、関係者の食糧生産や飼料の栽培を行うことが可能な遺跡である。穂坂地名の残る地域に近接しており、御牧・穂坂牧に関連する遺跡の可能性もある。

(D) 寺前遺跡²⁶（第3図⑥）は、塩川と湯沢川の合流部に位置し、遺跡群において唯一、緑釉陶器など高級食器を出土する遺跡と伝えられている。湯沢川流域には、梅之木遺跡や浅尾原VI遺跡など、機能の異なる4遺跡が集中するが、本遺跡は塩川との合流部に所在する。物資、情報を集約するに相応しい場所に位置している。

この様に、多様な機能を持つ遺跡群が、釜無川左岸の支流である塩川に流入する小河川（南から、南沢川、栃沢川、湯沢川、鰻沢川）毎に分布している点が注目される。後世の小笠原牧との関連を指摘する見解もあるが、発掘調査資料は小笠原牧成立以前の資料が多く、真衣野牧や穂坂牧に関連する遺跡とみるべきであろう²⁷。

以上の事実関係を踏まえ、次節では、真衣野牧の構造とその推移がいかなるものであったか、若干の考察を加えて試論を述べてみたい。

第三節 真衣野牧からみた御牧の構造

(1) 宮間田遺跡の成立と葛原親王

甲斐型杯の型式分類の確立と甲斐型杯の平城京からの出土によって、甲斐型杯の編年を平城宮土器型式の年代観の中に組み込むことが可能になった。

平城京左京二条四坊十一坪の井戸 SE57 から平城宮土器VIの土器群と宮間田I期（甲斐型杯編年VI）の土器群が共伴して出土した。平城宮土器VIは平城京廃都後、則ち、長岡京期並行の土器型式であるから、宮間田遺跡I期の土器型式に 784 年～794 年の年代観を付与することが可能となったのである。後続する「牧」銘墨書土器を共伴した宮間田II期（甲斐型杯編年VII）土器型式の実年代は、これによって 8 世紀末以降～9 世紀前半と変更されることになった。当該期は、『続日本後紀』が伝える承和二（835）年の葛原親王への甲斐国巨摩郡馬相野の下賜記事と重なる。宮間田遺跡が日本古代史の一角を占めた瞬間でもある。

葛原親王が下賜された馬相野の活用状況は、宮間田遺跡II期段階の遺跡の様相（第4図）から確認することができる。

遺跡北西部に設けられた竪穴住居は 18 棟あり、遺跡の最盛期（竪穴住居の 38% が当該期に集中）であった。「牧」銘墨書土器（第6図）が共伴しており、遺跡が既に「牧」として機能していた時期に當まれた住居群であった。つまり、葛原親王は放牧地の「馬相野」を領有したと推測できる。葛原親王は弘仁二（811）年に上野国利根郡の「長野牧」を下賜されており（『日本後紀』弘仁二年十月丙寅条²⁸）、その所領が

東国の牧との関係が深い人物である点も注意されなければならない。

ところで、宮間田Ⅰ期の馬相野では、わずか4基だが堅穴住居が設けられている。居住者像は不明だが、耕作するに不向きな土地で居住が始まっていたのである。Ⅱ期の遺構はⅠ期遺構の東へ倉庫を建設して急拡大する。対岸でも、鰻沢川流域に隆平永寶（796年初鑄）を伴う上ノ原遺跡が成立しており、釜無川上流域が開発される時期である。8世紀末に居住が開始されると、続くⅡ期段階には住居が爆発的に増加する。居住域の拡大と葛原親王への馬相野〔牧〕の下賜は連動しているのである。

宮間田遺跡Ⅱ期の時期に畿内周辺では、律令国家または皇室の確保していた伝統的空间（後期ミヤケ等）が、桓武系皇族へ墾田地として下賜され始める。ただし、それらの所領は永続的なものではなく、皇族薨去後に再び公的機関の管理地となるか、官寺へ施入された²⁹。葛原親王への東国の500町歩に及ぶ広大な馬を放つ野の下賜は、畿内周辺での他の皇子女に対する墾田地下賜施策と（田と牧の対比はあるが）多くの共通点を有していた。

『続日本紀』文武天皇四（700）年三月丙寅条に「令諸国定牧地放牛馬」とあり、律令国家は本格的な牧の開発に着手する。そして、『延喜式』左右馬寮式第一条には、甲斐国以下東山道の四ヶ国に三十二の御牧が明記される。信濃国・甲斐国は左馬寮が、武藏国・上野国は右馬寮が管轄し、毎年欠かすことなく良質の馬を中央政府へ貢進する体制が整備された。ただし、各御牧がいつ設置されたかについては個別の分析が必要となる。

『延喜式』によると、甲斐国では柏前牧、真衣野牧、穂坂牧の3牧が御牧とされた。中でも真衣野牧は、考古資料や文献史料から、成立時期や所在地、構造を限定することが可能な御牧となつた。

甲斐国巨摩郡馬相野を利用し始めるのは宮間田遺跡第Ⅰ期、8世紀末である。堅穴住居で構成される遺跡は小規模ながら釜無川の形成した低位段丘上を占地した。第Ⅱ期になると居住が進み、多数の堅穴住居と総柱掘立柱建物が設けられ、半円形状に広がる広大な空間地が管理された。墨書き土器によってそれが〔牧〕（放牧地）であると判明した。

巨摩郡の馬相野は、北東から大地溝帯に沿って流下してきた釜無川が大きく蛇行し、右岸側に瀬を形成した。左岸域には後に「穂坂路」と称された甲斐国（国府山梨郡→八代郡）と信濃国（佐久郡）を結ぶ陸上交通路が設けられており、水陸交通の拠点に位置していた。宮間田遺跡でも、8世紀末には小規模ながら牧としての条件を備え、空閑地の活用が始まっていた。

承和二（835）年に宮間田遺跡の地が葛原親王に下賜されると、一気に開発が進み、「馬相野牧」としての活用が開始される。親王の死後、「馬相野牧」が収公され、牧として存続したことは、宮間田Ⅲ期の考古資料が教えてくれる。律令国家はこれを「真衣野牧」と改称し、馬寮管理下の御牧として再利用する。

全国の御牧の成立がいつかはいまだ明確ではないが、少なくとも真衣野牧は、葛原親王薨去の853年以降、『延喜式』編纂までの時期に成立したと推定してよからう。

(2) 宮間田遺跡の機能

宮間田遺跡Ⅱ期の遺構は 18 基の竪穴住居址と 2 棟の掘立柱建物で構成されている。これ等が馬相野 500 町歩を基盤とした土地の北西部にまとまって建設され、Ⅲ期にも 13 基が設けられ機能が維持された。500 町歩の空間すべてが牧の放牧空間として利用されたと仮定して、当該地にはどれだけの数の馬が放牧できたのだろうか。仮に 1 町歩（約 100m 四方）に 1 頭として計算すると、最大 500 頭の放牧が可能となる（「馬相野牧」には馬子の居住空間が含まれるから、実際の放牧数は 300 頭前後であろう）。『養老令』では、牧子（馬子）二人で 100 頭の馬を管理する規定³⁰であるから、500 頭なら 10 人、300 頭なら 6 人の牧子（馬子）が最低でも必要となる。宮間田遺跡の竪穴住居を牧子が利用した施設であるとすると、各時期平均 15 棟所在していたから、竪穴住居 1～2 棟に牧子一人（一家族）割り当てることが可能である。

宮間田遺跡を放牧とこれを管理する牧子達の居住空間とみなすことに問題はない。

(3) 周辺遺跡の機能

〈鍛冶工房群〉 放牧場だけで牧は機能しない。馬具などを製作する鍛冶工房、鍛冶工房へ燃料を供給する炭焼き工房、飼葉などの飼料を生産、供給、管理する施設が不可欠である。真衣野牧の同機能はどこに所在したのだろうか。現在のところ、宮間田遺跡周辺には確認することができない。

ただし、宮間田遺跡Ⅲ期並行期になると対岸に梅之木遺跡が成立する。梅之木遺跡は鍛冶工房群であり、9 世紀中ごろ以降、馬具などの必需鉄製品の生産を担う。Ⅱ期以前に同様の機能がどこに所在したかは不明だが、Ⅰ期には 8 世紀末の隆平永寶を出土し、竪穴住居址 72 基、掘立柱建物 11 棟を検出した上ノ原遺跡などがその役割を担った可能性がある。今後新たな遺跡発見の可能性を考えておきたい。

9 世紀第 3 四半期以降は、梅之木遺跡の北西部では、全期間を通じて鍛冶工房が經營された。共伴する墨書き土器の記載に着目すると、遺跡全体は「真」を共通名とする集団でまとまっており、その内部には、鍛冶作業を担当した「棍」グループ、それ以外の機能を分担した「田」グループ等、複数のグループに分かれて作業分担していたと推測できる。

〈溝と小土壘による閉鎖空間〉 梅之木遺跡の南から発見された永井原 V 遺跡の閉鎖空間は類例を見ない大規模な溝と小規模土壘を設けた、人工的構造物による囲繞空間である。放牧地である宮間田遺跡が自然地形を利用した大規模な空間を占有したのに對して、永井原 V 遺跡は人力を用いて掘削した溝で空間を囲繞する特別な空間である。遺跡の中央付近を柄沢川が流れ、南北に二分割されている。それぞれ 200ha 前後の面積からなり、中規模の放牧空間に匹敵する。駒牽前の管理、調教施設であろうか。

[小結]

釜無川両岸域に分布する諸遺跡の分析を通して、御牧の構成要素の一部がわずかながら明らかになった。

〈ア〉 放牧地と牧子の居住空間

《宮間田遺跡》

〈イ〉 馬具製作のための鍛冶工房群

『梅之木遺跡』

〈ウ〉 馬管理のための人工的、中規模放牧空間

『永井原V遺跡』

これまで、こうした施設群が、同一河川流域に設けられていたにもかかわらず、放牧場から距離を隔てて存在したため、遺跡ごとに実態を分析するだけで、遺跡相互を関連付けて分析することがなかった。しかし、本章で各遺跡の消長時期を精査すると、各遺跡間で、同一時期には、遺跡相互の機能を補い合うように存在することが判明した。本章ではこうした遺跡のあり方を一体のものと考えて、古代牧の構造の一端を明らかにした。

もちろん推定される牧に必要な要素はまだ不十分である。御牧であれば、次のような施設が不可欠である。

〈エ〉 生産馬を事務的に管理する牧長、牧帳などの執務施設

〈オ〉 飼葉を生産し、保管するための山野の空間

〈カ〉 国司などが公務を実施するための空間

〈ア〉～〈カ〉すべての要素が揃って初めて、古代牧の全体像を提示することが可能となる。残念なことに現在入手できる資料には限りがあり、明示できなかつた。今後、不足する情報を丹念に埋めれば、古代の代表的な馬生産管理施設である御牧の構造を解明することができるはずである³¹⁰。

第二章 畿内周辺の私牧〈薦生牧・廣瀬牧〉の成立と展開³²（第12図～第15図）

はじめに

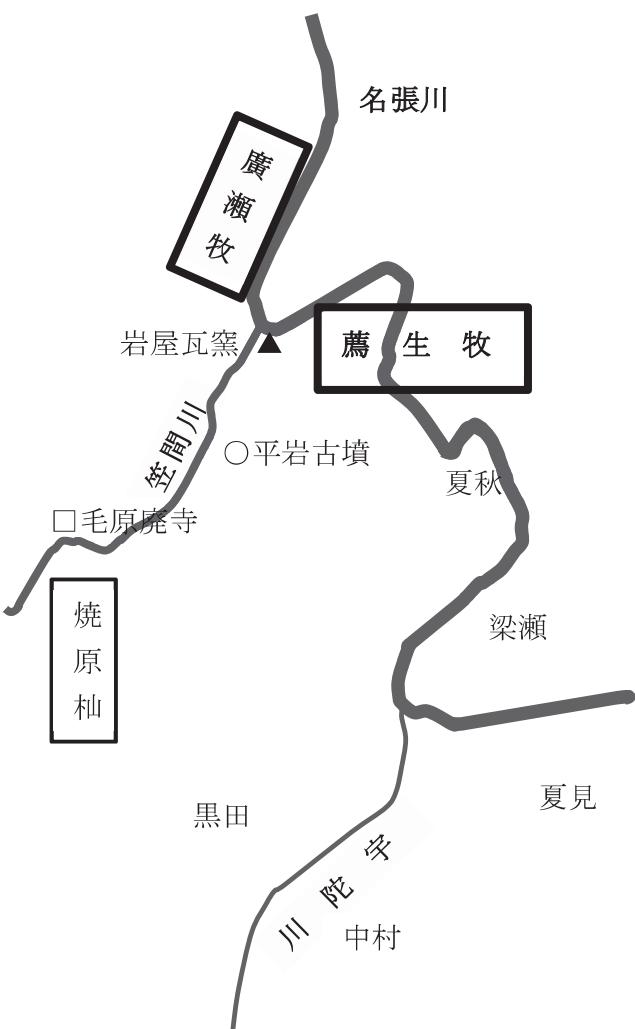
古墳時代中期まで、伊賀盆地の中心勢力は、大規模な前方後円墳を築造した美旗古墳群や御墓山古墳の所在する盆地東部から北東部に基盤を置いていた。ところが、後期に入ると、大和王権が新たな埋葬施設として導入した横穴式石室を主体部とする古墳が、名張地域に築造された。琴平山古墳（名張市赤目）の出現である。その後も、鹿高神社古墳など名張川上流域に築造が進み、名張地域が大和と伊勢との結節点として重要な位置を占め、注目されることになる³³。大和中・西部から名張川-櫛田川を通して伊勢南部との交通路が注目された結果であろう³⁴、6世紀後半から7世紀前半になると、伊勢北西部との接点である柘植地域に奥弁天4号墳が設けられ、ここにも王権との深い関係を示す脚付短頸壺が副葬される³⁵。

同じ頃、河川を通して伊賀北西部から大和へと通じる名張川の支流、笠間川流域に平岩古墳（群）が築造される。さらに、遅くとも8世紀には、笠間川流域の山間部に律令国家は板蠅榎を設ける。

A ルート：〈平岩古墳群〉→板蠅榎・笠間川→薦生牧-廣瀬牧・名張川→木津川

B ルート：〈奥弁天4号墳〉→玉瀧榎・柘植川→服部川→木津川

C ルート：〈石田1号墳〉→檜牧→内牧川・宇陀川→名張川→木津川



第12図 薦生牧・廣瀬牧と周辺遺跡

この水運は、木材を平城京に供給するだけでなく、大和-伊賀-伊勢を連絡する水上交通路としても重要視されていた。

板蠅榎の成立については、未だ不明な点が多いが、笠間川中流域の左岸には東大寺と密接な関係を持つ毛原廃寺が建立される。毛原廃寺の所用瓦は笠間川下流域右岸

の岩屋瓦窯で生産され³⁶、名張川上流域に建立された夏見廃寺など王権と深い関係を有した周辺の寺院にも供給された。

名張郡北西部は、名張川、服部川、木津川を介して王権と強いつながりを有していたのである。

10世紀中頃、薦生牧（伊賀国名張郡）と廣瀬牧（大和国山邊郡）（以下、「両牧」と記す）が藤原朝成に寄進され、牧の存在が明らかになる。両牧は板蠅榎と隣接しているらしく、東大寺は所領拡大のため根拠のない境界を主張して争論が発生する。その経緯を示す文書が多数残されている。板蠅榎はその後荘園化し、黒田庄の成立に深く関係する。黒田庄は荘園制研究に大きな役割を果たすが、両牧に関する研究はほとんどされることがなかった³⁷。

本章では、勧修寺流藤原氏によって経営された両牧の所在地を明らかにし、立地の分析から、平安時代中期の私牧の特徴を検討する。

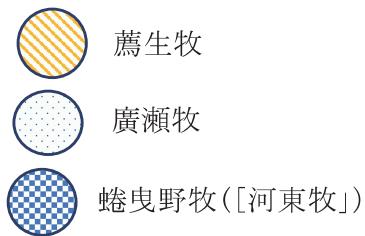
第一節 薦生牧・廣瀬牧の所在地

両牧の初見は、『平安遺文』第一巻 - 276「轉經院牧地等去文案」 應和二年(962)八月廿日の記事にある。煩雑だが、行論の都合上、原文を示しておく。

[史料 1]

※(／…／…／は割り書き。以下同じ。)

轉經院度進牧地等事
(篇書)
「薦生牧證文案/薦庄領主進/自院被下之//長寛三年三月 日」
合貳處
一處在伊賀國名張郡 字薦生者
地
新開治田
荒廢田 梁瀬貳處在字本公驗
四至/東限垣田河并壺野少岑南限少鮎梁瀬并高岑/西限笠間河并大河北限高岑//
一處在大和國山邊郡并伊賀國名張郡塙在字本公驗
地
新開治田
梁瀬一處在字本公驗
從河東牧地并山/号蟻曳野者/新開治田//在伊賀國名張郡内
四至/東限水塙山南限高山/西限大河北限水塙并道路谷//
地/從河西牧地山等 号廣瀬牧者/新開治田//
四至/東限大河南限石屋并少野石村笠間河/西限高峯/北限路瀬并道//
右件牧地并新開治田等、依有故僧都御遺言 度進勘解由長官殿如件
應和二年八月廿日 院司僧
法師能聖
法師眞光
大法師



第 13 図 薦生牧・
廣瀬牧推定地の航
空写真（「河東牧」
との記載はないが、
薦生牧の一部か）
※写真中の白点線は国境
を示す。



これによると、應和二（962）年、轉經院の故僧都延珍の遺言により、勘解由使長官の藤原朝成に伊賀國名張郡の薦生牧と大和國山邊郡の廣瀬牧が寄進されたことがわかる。

藤原朝成は藤原北家・内大臣藤原高藤の孫で、父は勸修寺流の祖とされる右大臣藤原定方である。朝成の叔母藤原胤子は宇多天皇の女御で、醍醐天皇の生母である。定方は醍醐天皇の意を受けて胤子の菩提を弔うために勸修寺を建立したと伝わる。僧都延珍と勸修寺流との関係や、延珍が藤原朝成に当該地を寄進した経緯も不明である。ただしその身位から推測して、朝成あるいは勸修寺に縁を有した人物ではあろう。

薦生牧の四至は「東限が垣田河及び壺野少岑。南限が少鮎梁瀬及び高岑。西限が笠間河及び大河。北限が高岑」とされる。富森盛一は、東限の垣田川を現在の田原川とし、名張川の右岸域にも薦生牧の範囲を想定している³⁸。（D）低位段丘面型牧の特徴的な地形からみて妥当な解釈と言える。

西限の記載に具体名があり、「笠間河」が現在も薦生の西を流れる笠間川でよいとすると、「大河」は北端で合流する名張川であろう。史料 1 の四至の表記でもって具体的な現地比定が可能となった。

笠間川と合流した名張川は直後に大きく北へ方向を変え、両岸に広い河川敷と低位段丘を形成する。南には岩屋の丘陵が、北には現在鶴山と称される峯が所在する。

[史料1]には名張川の東岸の名張郡域に、固有名称はないが牧と山、(巻曳野)の記載がある。冨森は薦生牧の北に比定している(第13図)。第一章で分析したように大規模な御牧のような馬生産地にはその維持管理のための多様な施設が設置されていた。示された四至は、東限が分水嶺の山、南限が高山、西限が大河(名張川) 北限が分水嶺の山と道路・谷とする。現在「廣瀬」の字名を残す段丘上の集落北部がこの地形に酷似する。

大河の西に設置されたのが廣瀬牧である。四至は、東限が大河(名張川)で 南限は石屋(岩屋)及び少野石村と笠間河、西限は高峯、北限は路瀬及び道であるとする。

[史料2³⁹]「大和國都介郷刀禰等解案」(『平安遺文』第一卷-279 康保元年九月廿五日)の記事にも同様の記載がある。

(前略)

一處在大和國山邊郡堺并伊賀國名張郡堺

地

新開治田

梁瀬一處號廣瀬者

從河東牧地并山/號巻拾野者/新開治田//在伊賀國名張郡

(後略)

梁瀬は「梁瀬一處號廣瀬者」と記載されており、廣瀬と同義に使用されている。他は史料1とほぼ一致しているが、廣瀬の位置を特定するのに用いることができる。

第12図で判る通り、名張川は笠間川の合流部付近で大きく方向を変え、再び北流するが、この付近は[広い瀬]と「梁瀬」と称するに相応しい地形である。

第13図はGoogleの現地形航空写真に、上記四至推定相当地を追記したものである⁴⁰。この様に両牧は国堺を接して所在しており、国、郡が異なるにもかかわらず、一体的に使用、管理された牧であったため、一括して寄進されたものと考えられる。特に両牧は立地も水域も異なり、周辺遺跡との関係も異なるにもかかわらず轉經院の僧都延珍によって一体の牧として寄進された事実は重要である。

その後、板蠅柵(東大寺)ー薦生・廣瀬牧(藤原朝成家)ー在地名張郡との間の係争の記録を通して、以下のような争論が展開され、一旦一段落したことが知られる。しかし隣接する板蠅柵を所有する東大寺は執拗に両牧の取り込みを図る。

①康保元年(964)9月23日、名張郡刀禰が「東大寺が薦生牧は自己の所領である板蠅柵の四至内部にあると主張し、境界を定めがたいため」、藤原朝成家領の薦生牧の立券を拒否する⁴¹。

②同年9月25日、大和国都介郷刀禰等が廣瀬牧他の所在地を確認し、同日、伊賀国名張郡郡司などが、板蠅柵の主張する四至内に百姓の口分田などが所在しており、板蠅柵の主張と矛盾することを指摘する⁴²。

③同年11月15日になると、朝成家との争いを避けるためか、東大寺は一旦争いから引く姿勢を見せる⁴³。

④同年 11 月 23 日には、朝成家側から「東大寺の妨害」を理由に立券しないのは不当だとの訴えが出され、立券を迫られる。伊賀国夏身郷刀根等は、立券せざるを得なくなる。⁴⁴

⑤時を経て、康保三(966)年四月二日になると、刀禰等住人達は警戒を緩めず、解状をしたため東大寺の主張を厳しく批判する。⁴⁵

両牧は、その後も東大寺からの圧力を受け続け、本来の牧としての機能がどれだけ維持できたかは不明であるが、以下、これまでに確認できた両牧の立地を、他の古代牧と比較して、その構造や機能を分析してみる。

第二節 薦生牧・廣瀬牧の地形と古代牧

(1)両牧の四至と地形（第 12 図）

前節の史料の検討から明らかになったのが、両牧及び板蠅柵の四至や立地である。刮目すべきは、薦生牧が名張川の中流域に低位段丘面型の牧（放牧地）として、設置されていることである。甲斐国御牧とは、規模こそ異なるが、放牧地の基本地形に立地している点は重要である。

両牧を分けるのが名張川の支流笠間川である。北流してきた名張川が薦生付近で円弧を描くように大きく蛇行し、西へ方向を変えた後、直ちに南流し、再び西流する。そして、大和国と伊賀国の国境付近を南から流れてきた笠間川と合流すると、その地点に「廣瀬」を形成する。梁瀬とも呼ばれたこの地点で再び流れの方向を変えて形成した地形は大きく変化し、直線的に北流し、細長い河川敷を形成しつつ再び流れを西に変え、木津川に流れこむ。二河川の合流地点以東が薦生牧であり、以北が廣瀬牧であろう。異なる地形上に形成された牧が、一体的に利用されるのである。

薦生牧は、大きく蛇行した地点の両岸に形成された半円形の河川敷及び低位段丘面に放牧空間を設置したものと推定できる。段丘面での水田耕作は不可能であるが、萱、葦や芦などの低灌木が繁茂し、馬の食料を供給する空間として利用することは可能である。「薦生」という地名もこの環境から付けられた名称であろう。段丘面の背後には丘陵（峯）が迫っており、放牧された馬はほとんど人工的施設（濠や土塁、柵）を設置することなく囲い込み、管理することができる。既述の通り、日本古代に典型的な低位段丘面型牧の立地をなしている。

(2)私牧の立地と構造

これに対して、廣瀬牧は、片平と鶴山の丘陵裾の狭い渓谷を北流する名張川の河川敷及び低位段丘面上に位置している。広い空間を確保することが困難な地形上に位置する。薦生牧との相違点は、板蠅柵や岩屋瓦窯に隣接し、河川敷は開放的で、放牧地とするには不適切な地形を呈していることである。牧と柵と瓦窯との関係については後述するが、「從河東牧地并山」とあり、河（名張川）より東も廣瀬牧の空間であり、「蟾拾（曳）野」と呼ばれた。その四至から判断して、河より東の空間は、丘陵内の「野」であったと推測できる。放牧地とするには狭い空間しか認められず、自然の遮蔽地形もない。少なくとも放牧地としては機能しない「牧」である。蟾曳野は、放牧

とは別の機能を分担したのであろう。発掘調査が実施されておらず、「野」の機能は不明である。

規模こそ異なるが、名張川が大きく蛇行する両岸の河川敷や低位段丘面を利用する薦生牧の地形は、第一章で確認した甲斐国御牧・真衣野牧の放牧地であった宮間田遺跡と共に通する。しかし、薦生牧放牧地の北部、廣瀬牧東側の空間は、野であるが、牧の一部だとする⁴⁶。とすると、調査が進めば、釜無川左岸域に展開した牧関連施設（鉄製品生産施設）や小規模馬管理施設などと類似の機能を備えた可能性も視野に入れておくべきであろう。

一方、名張川の左岸（西）には、「廣瀬」の字名が残り、廣瀬牧の中心地と推定できるが、名張川左岸の、南北に細長い狭小な河川敷と梁瀬によって形成された直線的な河川敷を利用した牧の類例は確認できない。唯一、山間部の谷地形を利用した坂門（戸）牧推定地は、この地形に近似する。生駒山西麓の山間部に位置する旧谷地形を利用した（A）丘陵谷型牧で、三方を崖面で囲われ、南端の狭い部分を人工的に閉鎖して利用した牧ではないかと考えられている⁴⁷。自然地形のみで閉塞する直線的空间という点では廣瀬牧と共に通する。放牧以外の機能を有した空間ではなかろうか。

古代の御牧が河川の流域に設置され、その推定地が蛇行する河川による地形を利用した事実と、私牧における集約的管理のために同様の地形を利用したことは、規模の大小は異なるが無関係ではなかろう⁴⁸。薦生・廣瀬両牧が、同様の機能を分担するために地形の異なる近接地に配置されたと解釈することも可能であろう。

以上、伊賀国名張郡薦生牧・大和国山邊郡廣瀬牧、隣接する二箇所の牧を分析した結果、その地形的特徴は、前章で分析した甲斐国御牧の遺跡群と、規模は異なるが、一定の共通点を有していることが判明した。論点を整理して次節へ進む。

① 薦生牧は放牧地であり、宮間田遺跡と同じ、半円形を描く河川敷及び低位段丘上に立地する。背後の丘陵を遮蔽施設として利用する点も共通する。

② 廣瀬牧は直線的な河川敷や梁瀬と接する地形を特徴とする。薦生牧とは異なる機能の牧ではあるが類例を欠く。

③「從河東牧」は、「河」（名張川）を基準に現地形に該当地を探すが不明である。牧を「蟻曳野」とする点も類似地形を欠く。廣瀬牧の東南には、岩屋瓦窯や板蠅臼（いずれも8世紀）が設置され、上流の毛原廃寺との関係が明確だが、牧との関係は未詳である。

④ 廣瀬牧は、名張川と笠間川の合流地点に位置しており、流通の拠点としての機能を想定できる。

第三節 官衙内「牧」の立地と機能

馬を管理するに十分な空間を有する官衙に関や駅家がある。

(1) 関の共通空間

古代遺跡には、官衙的施設群の一角に建物などのない空間地を有しているものがある。関や駅家である。

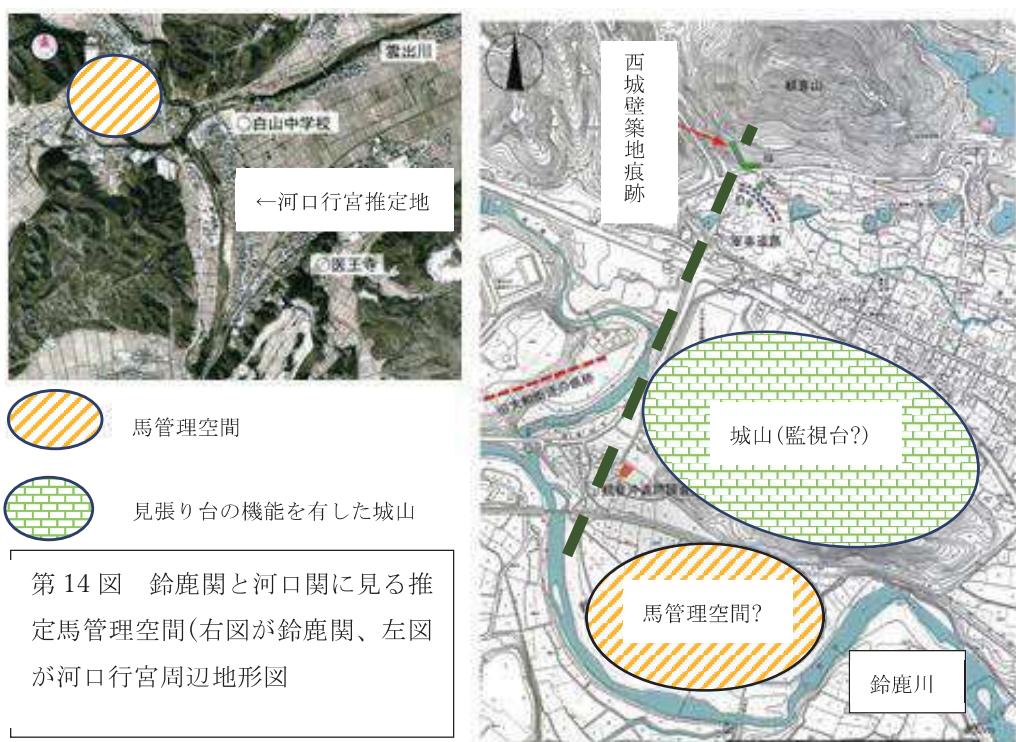
第14図右は三関の一つ鈴鹿関の西城壁とその周辺の地形図である。鈴鹿関は、伊勢國鈴鹿郡の東海道の要衝に設けられた。関は堅固な城壁によって囲繞されることが発掘調査によって確認されている。東海道との接点に城門が開けられ、通行が管理された。なお城門には守屋が付属し、太鼓が備えられており、非常時の連絡に用いられたことが『続日本紀』の記事「鈴鹿關ノ西中城門ノ大鼓自鳴三聲」（天応元年三月乙酉条）によっても知られている。『養老令』職員令・軍防令によれば国司は諸国の牧を直接管轄し、また三関国では関司として任に当たった。三関には、関務所、鼓吹、軍器、兵士の駐屯施設も設けられた。鈴鹿関のこれら諸施設は未だ検出されていないが、東海道の位置は特定されており、いずれ確認されるものと思われる。

これら中心施設とは別に、鈴鹿関の南限と推定されていた城山を超えて西城壁が鈴鹿川まで及び、蛇行する鈴鹿川に沿って半円形の空間を囲繞していたことが確認された⁴⁹。官衙の執務所を配置するには不適切な川辺の空間が関の一郭としてなぜ取り込まれたのか。意図的に形成されたこの空間は、前章で確認した牧の放牧空間（低位段丘面型牧）に酷似している。

ところで、『続日本紀』によると、天平 12 年 10 月に始まる聖武天皇の伊勢・美濃国行幸には 400 の騎兵が従駕した。平城京出発から不破関に至る一ヶ月の間、騎兵の馬はどのように管理されたのであろうか。

第14図左は、聖武天皇の伊勢行幸最初の宿泊地であった河口行宮跡推定地の航空写真である⁵⁰。

河口行宮(関宮・川口関)では、滞在が12日間と長期にわたり、その間馬が繫留されていた空間がどこであったかは不明であるが、河口行宮推定地の雲出川の対岸には



四方を山と河に囲繞された閉鎖的な空間が所在する。400頭もの馬を一時的に管理するに相応しい空間である。

河口行宮に次いで、聖武天皇は壱志郡を経て11月14日に鈴鹿郡の赤坂頓宮に入った。『続日本紀』は、赤坂頓宮で10日間滞在し、同月21日に騎兵関係者に爵叙したことを伝える。騎兵もまた、この地に10日間滞在していたのである。赤坂頓宮の所在地については諸説あるが、鈴鹿関推定地の一角、東海道沿いに残る赤坂地名が有力視されている。ただしこの行宮推定地には400頭もの馬を留め置く空間は見当たらない。しかし、先述した鈴鹿関の南西部に所在する鈴鹿川が形成した半円形の河川敷は絶好の繋留地といえる。鈴鹿関は東海道鈴鹿駅を東に併設したことでも確認されている⁴⁹。火急の軍事的事態に備えて駅馬及び関独自の馬の管理空間が備えられていたとすると、当該地は河川敷と小峯（城山）に囲繞された最適の地形をなす⁵⁰。聖武天皇の行幸時に陪従した夥しい馬を留め置くのにもふさわしい空間といえる⁵¹。

騎兵が陪従した聖武の行幸は天平12年12月1日に不破頓宮に入るまで続き、12月4日に騎兵司を解散して帰京させており、この時まで各宿泊地には騎兵が従っていたのである。伊勢・美濃行幸には400頭の馬を繋留あるいは一時的に放牧する空間が不可欠であった。これに対応できる馬の管理空間を備えた宿营地として河口行宮（関宮）や鈴鹿関付近の赤坂頓宮、他に一志郡家や朝明駅家が選ばれたと考える。

第15図は三関の一つ、美濃国不破関の発掘調査平面図である。四方を城壁で囲まれた関務所空間が検出されている。南辺の城壁が短く、全体が台形状を呈する中心施設である。西面城壁も一部しか確認できておらず、その西には藤戸川が形成した段丘崖が8m余の段差を以て認められている。なぜこうした立地を採用したのだろうか。

鈴鹿関の事例検出によって、この空間（藤戸川と段丘崖の間の北西-南東方向の河

川敷）もまた、馬管理空間としての可能性を指摘できる。愛発関については発掘調査がなされておらず、詳細な所在地は未だに不明である。



第15図 不破関と藤戸川に見る閉鎖空間

三関と馬の関係はこれまで不明であったが、御牧の地形や検出された関遺構の周辺地形との比較を通して、一定の空間を馬管理施設として備えていた可能性を指摘できた。

(2) 駅家と厩舎

さらに馬が常駐する公的施設に駅家がある。既に山陽道安芸国の大河内駅家については、厩の存在が指摘されている。正報告書の刊行を受けて改めて検討してみると、駅館院の南築地と小河川との間に段差があり、東西に長い空間が広がっている⁵²。この空間と小河川との間は、駅戸らの居住空間としての利用は困難である。不破関における段丘崖と藤戸川の間の地形に酷似する。駅馬管理空間と理解しておきたい。山陽道布施駅家跡である小犬丸遺跡Ⅱ期駅館院の南部にも谷地形が広がっており、再検討が必要である。駅家には当然ながら馬が常備・繋留されており、付近に放牧などに適う管理施設の有無についての検証も必要となろう。

例えば、繋留空間の配置が異なるが、三重県四日市市大矢知から発見された久留倍遺跡の第Ⅱ期官衙に付属する東側の広場もそうした機能を果たすに十分な広さを有している。今後の研究課題でもある。

第三章 畿内の私牧〈垂水牧〉の成立と展開（第16図～第21図）

はじめに

桓武天皇や嵯峨天皇は多くの親王や内親王を儲けた。彼らが成長した後、経済的基盤形成のために採った措置の一つが、各地の天皇家産や国家資産の分与であった。その事例の一つが第一章で取り上げた葛原親王への上野国利根郡長野牧や甲斐国巨摩郡馬相野空間地の下賜であった。本章では以下、比較的史料の残る、布施内親王へ与えられた土地のその後を追跡し、「牧」との接点を探ることにする。

弘仁三（812）年の民部省符案⁵³は、伊勢国飯野郡・多気郡の大國庄と、摂津国豊嶋郡中條の垂水庄に所在した布施内親王⁵⁴の墾田地を東寺へ施入したことを次のように伝える。

「民部省符

應早施入東寺布施内親王庄墾田等事

一所伊勢國大國庄

在飯野・多氣両郡

一所摂津國垂水庄

在豊嶋郡中條

一所越前國高畠庄

一所同國蒜嶋庄

右、被太政官去十一月廿七日符傳、被大納言正三位藤

〔國〕原朝臣國人宣傳、奉勅、件垂水庄墾田等、宜施入東寺

者、省宜承知、依宣行之、符到奉行、

從五位下少輔高階真人「遠成」從六位下行少錄秦忌寸「氏繼」

弘仁三年十二月十九日」（太字筆者）

布施内親王は弘仁三年八月六日に亡くなり、同年十一月二十七日には上記太政官符にある通り、その遺領墾田地 772 町が東西二寺に施入されている。

垂水庄については吹田市教育委員会による垂水南遺跡の発掘調査があり、「垂庄」（垂水の庄）「中庄」（中條の庄⁵⁵）等と記された 9 世紀前半の墨書土器が出土しており、考古資料からもその位置や時期を特定することが可能となった⁵⁶。

一方、12 世紀後半以降の文献史料⁵⁷には「垂水牧、垂水東牧、垂水西牧」の記載が認められ、垂水庄が牧⁵⁸と深い関係にあることが想定されてきた。ただし、「牧」という名称が確認でき、牧務職などの職掌の存在も知られるが、牧の実体を知る史料は皆無に等しい。垂水東牧や垂水西牧とはどのような「牧」であったのか、文献史料からだけでは明らかにできていない「垂水牧」の具体相を探ることにする。

以下本章では、これまで用いてきた考古学や歴史地理学の方法論を用いて、牧の位置、規模、成立の背景、牧の衰退過程などを探る。

第一節 布施内親王墾田地の成立と展開

垂水庄の分析に入る前に、畿内や畿内周辺部に、772 町もの広大な墾田地を桓武天皇から与えられた布施内親王の所領の内、伊勢国大國庄の成立について検討しておきたい。先述した通り、弘仁三年の民部省符案には垂水庄と大國庄の東寺施入の記載が

ある。

布施内親王は、『日本後紀』弘仁三（812）年八月六日の薨伝他によれば、母は中臣丸朝臣、四品を追贈とある。延暦十六（797）年、朝原内親王に代わって伊勢斎王となり、桓武天皇が亡くなった延暦二十五（806）年、任を解かれて帰京するまで10年間伊勢斎王であった。『同』弘仁三年十一月二十七日条は、内親王の所有していた墾田772町が東西二寺に施入されたと伝える。さらに、弘仁四年（813）九月三十日には、遺命により邸宅売却の直銭一万貫が諸寺の修理料として与えられた⁵⁹。内親王遺領の一部が東寺伊勢国大国庄および摂津国垂水庄の基盤となったのである。

(1) 大安寺伊勢国飯野郡中村野

伊勢国大國庄の前史として『大安寺伽藍縁起并流記資財帳』⁶⁰（以下『資財帳』）に記載される飯野郡中村野についても併せて考えてみたい。既に前稿¹₆₁で、主に大安寺へ下賜された伊勢国北部の墾田地全般について検討を加えたことがある。

『資財帳』によれば、大安寺へ施入された伊勢国内の土地は合計 13ヶ所ある。天武朝に4ヶ所・662町（開田 88町、未開田 574町）、聖武朝に9ヶ所・644町（開田 16町、未開田 628町）の総計 1306町である。大半は未開墾地（1202町、全体の 92%）である。前稿 1 ではこれら墾田地の現地比定を行った上で、各墾田地の歴史的環境を検討し、大安寺施入の背景について考察した。

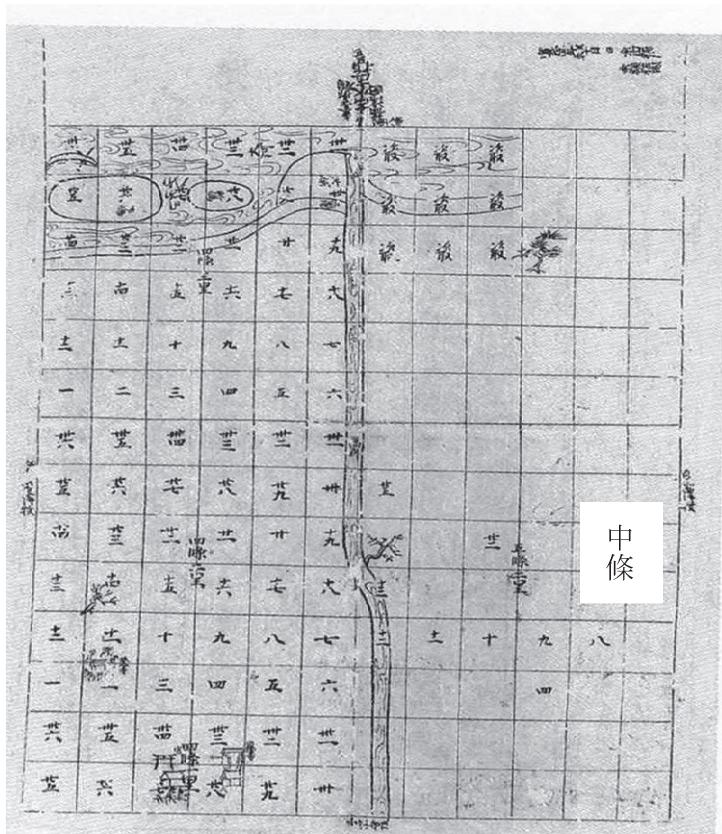
その結果、以下の点を指摘することができた。

①全国で約 2000 町にも及ぶ
施入地の 7 割近い土地が、
伊勢国北部とりわけ鈴鹿・
不破間を結ぶ交通要路上に
展開していること。

②交通路上に展開する各地域の群集墳が6世紀後半以降に成立し、それら成立期の古墳がア)長方形両袖式の横穴式石室を築造し、イ)岸岡山窯産の脚付短頸壺を副葬するという共通点を持つこと。

③当該地域の造寺活動は桑名郡の額田廃寺に始まり、伊勢国内で最も早く寺院を建設する地域であること。

④にもかかわらず、天武朝に全国的に増加する白鳳寺



第 16 図 寛正四(1463)年「東寺領摂津国垂水庄差図」東寺百合文書 (註 70『新修豊中市史通史一』写真 2-13 を複写、一部加筆。)

院は一志郡を除き、各郡（評）に1寺程度と少ないこと。

⑤②～④の背景として、遅くとも6世紀後半までに、畿内から東国への出入り口としての「関」（後の鈴鹿関と不破関）に着目した王権が、「関」間交通を確保するために当該地域の直轄支配に着手し、交通路周辺の土地を管理下に置いたことが推定できる。⑥壬申の乱に勝利した天武王権は、中央集権的国家建設のための諸策を実施する中で、国家の宗教施設のシンボルとして高市大寺（大官大寺、後の安大寺）を建立した。⑦安大寺の経済基盤を安定させるために、伊勢国に有した膨大な支配地を墾田地として施入したこと。

安大寺への墾田地施入は、天武天皇による壬申の乱に対する褒賞などではなく、前代からの王権の地域支配の延長線上に位置づけられた土地占有政策であったと解釈したのである。

ところが唯一、北部の「関」間交通路から離れ、雲出川以南の飯野郡に所在した中村野も墾田地とされた。前稿⁶²ではその歴史的背景について考察した。

(2) 飯野郡 80町の現地比定

『資財帳』が天武天皇癸酉（673）年の施入と記す飯野郡中村野については、隣接する多気郡兄国郷一帯の東寺大国庄に関する一連の9世紀の史料が現地比定に有力な情報を提供した⁶³。

飯野郡は西を飯高郡、東・南を多気郡と接し、『和名類聚抄』によれば乳熊、兄国、黒田、長田、漕代、神戸の6郷からなる下郡とされる。多気郡の北端を東流してきた櫛田川が、飯野郡との郡界辺りで祓川と分流し、方向を大きく北に変える。現在ほぼ郡の中央を櫛田川が流れるが、古代は祓川が本流で櫛田川が支流であったと言われる。櫛田川の源流は、伊賀国と伊勢国の国境付近にあり、伊賀国へ流れた水は名張川となり、一方、伊勢国へ流れた水は櫛田川となった。両河川は伊賀国と伊勢国をつなぐ重要な交通路として機能しており、伊賀国名張郡—（旧三杉村・現津市）—伊勢国多気郡のルートは、近世においても「伊勢本街道」と呼ばれ、大和と伊勢をつなぐ重要な交通路として活用された。その中間点にあたる津市美杉町下多気からは横穴式石室を主体部とする後期古墳（小田古墳）が確認されており、遅くとも、6世紀末から7世紀初めにはこのルートが確保されていたことが判明する⁶⁴。

飯野郡中村野とは、古代王権が大和との情報交換のため、伊勢に設けた拠点地域（「後期ミヤケ」）だった可能性が高い。なお、名張川の支流である宇陀川に檜牧、名張川中流域に薦生牧、廣瀬牧が所在することは、前章に見たとおりである。

(3) 飯野郡中村野の大安寺領と東寺大国庄（第17図）

『資財帳』の記載によれば、飯野郡中村野の四至は「東南大河 西横河 北百姓家并道」とある。三辺を大小の河川によって画され、北は開墾が進み、百姓の田地が展開していた。

以下、飯野郡、多気郡の条里プランの研究成果を基礎に、東寺大国庄の庄域と大安寺領の現地比定を試みてみる⁶⁵。

飯野郡界から多気郡界にかけて、東寺の荘園大国庄が所在していることは早くから

知られていた。その四至は伊勢国符によると「限東宇保村高岡、限南多気郡佐奈、限西中万氏墓、限北四神山里縄并大溝」⁶⁶とされ、ほぼ、多気郡十一条から十五条辺りに所在したものと推定できる。北・西に接して所在したと推定できるのが大安寺領神山庄である。

大国庄の歴史は、桓武天皇の皇女布施内親王が天皇から賜った墾田地 772 町の一部に起源をもつ。内親王の没後、185 町 9 段 180 歩が嵯峨天皇によって弘仁三(812)年に東寺に施入され、東寺の大きな経済的基盤となつた。大国庄については『平安遺文』第一巻 - 58・78・233 他にその庄域を示す記事が残されている。これらの記事を基礎に各坪付けとその所有関係を整理すると、以下の通りとなる（第 17 図）。

- 1) 大国庄は飯野郡 11 条 5 (里) 山下里から始まり、ほぼ二里程度の東西幅をもって南北に伸び、14 条 5・6 里の井於里南端まで集中している。
 - 2) 15 条 4 (里) 鎌田里にはわずか 2 坪にしか認められず、大国庄は北部の飯野郡で一応のまとまりをもつていた可能性が高い。
 - 3) 13 条 6・7 里が大国里と呼称されていたこともそうした推定を支えるものである。
 - 4) 北端の 11 条 5・6・7 (山下里・井於里) 両里ともに縁辺部で公田と接している。後述する大安寺領が 12・13 条に集中していることをみると、飯野郡では北から公田一大安寺領一大国庄の順に所在していた可能性もある。
 - 5) 最も占有坪数の多いのが 12 条である。特に 6 (里) 中村里には大安寺領と 3ヶ所で接している他、8 (里) 野田里でも大安寺領と接している点が注目される。飯野郡では最も東に位置するものと推定できる 9 (里) 野田里にまで及んでおり、さらに東に所在したと推定されている祓川（櫛田川）河岸付近まで開発が及んでいたことがわかる。
 - 6) 13 条北辺部には 4 坪で大安寺領と接する坪がある。12 条と合わせて考えると、12 条 4・5 里に大安寺の所領の中心があつたものと推定できる。
 - 7) 以下、14 条は北端の 11 条と共に通した様相を示しており、飯野郡では南端部にも公田が展開する余地が十分あることがわかる。
 - 8) 多気郡内の庄地は相当地が散在しており、わずかに 13 条南半部、14 条 3 里に集中する地域がある程度である。大安寺領との関係を示す史料は見あたらない。
- 大国庄の庄域に関する弘仁三年の民部省符や『資財帳』記載の内容に検討を加えると、次のようなことを確認することができた。
- ① 大国庄の中心は大国里であること。
 - ② 大国庄の庄域は「限東宇保村高岡、限南多気郡佐奈、限西中万氏墓、限北四神山里縄并大溝」とあり、西は飯野郡乳熊郷（中万は乳熊の転訛か）12 条 6 里西方には大安寺領神山庄の所在が推定され（『鎌倉遺文』第一巻 377 文治五年「田畠取帳」）、中村野 50 町の未墾地部分に比定できること。
 - ③ 飯野郡 11 から 14 条が大国庄の中核であること。
 - ④ 多気郡内の大国庄地は散在し、大安寺領は認められないこと。

大安寺領との関係で特に注目されるのが②である。6里中村里 10・11・22坪と8里野田里東辺 10坪になぜ大安寺領が所在するのであろうか。12条6里中村里の里名が大安寺墾田地飯野郡中村野に由来することはほぼ間違いないだろう。仮に里名が天武朝施入の中村野によるとすると、②の状況は次のような推測が可能である。

(A) 天武天皇が施入した中村野は、9世紀の中村里の一部を含み、以西に所在した。ただし、平安時代前期までには、8里野田里東方にも大安寺領を拡張し、布施内親王領（後の大国庄）と接していた。

(B) 天武天皇が施入した当初は、中村野は野田里のある東辺までを含む土地を指した。その後、布施内親王に与えられる時点で一部分割され、東西に分断された。

(A)の場合 5里以西は丘陵地であり、ほとんど墾田地を確保することができないがこの地を 50町の未開墾地と解釈すれば問題はなくなる。天武朝の施入面積は 80町であり、内 30町が開田とされる。5里以東が開墾地 30町で、以西が未開墾地 50町とすれば合理的に説明することができる。

(4) 大安寺領中村野と桓武天皇

以上の検討結果から、布施内親王領とされた土地は、①大安寺領と東西で境界を接していたか、②大安寺領そのものを分割して成立した。③弘仁三年、布施内親王領を東寺へ施入する段階でこの関係を維持したまま大国庄とした。

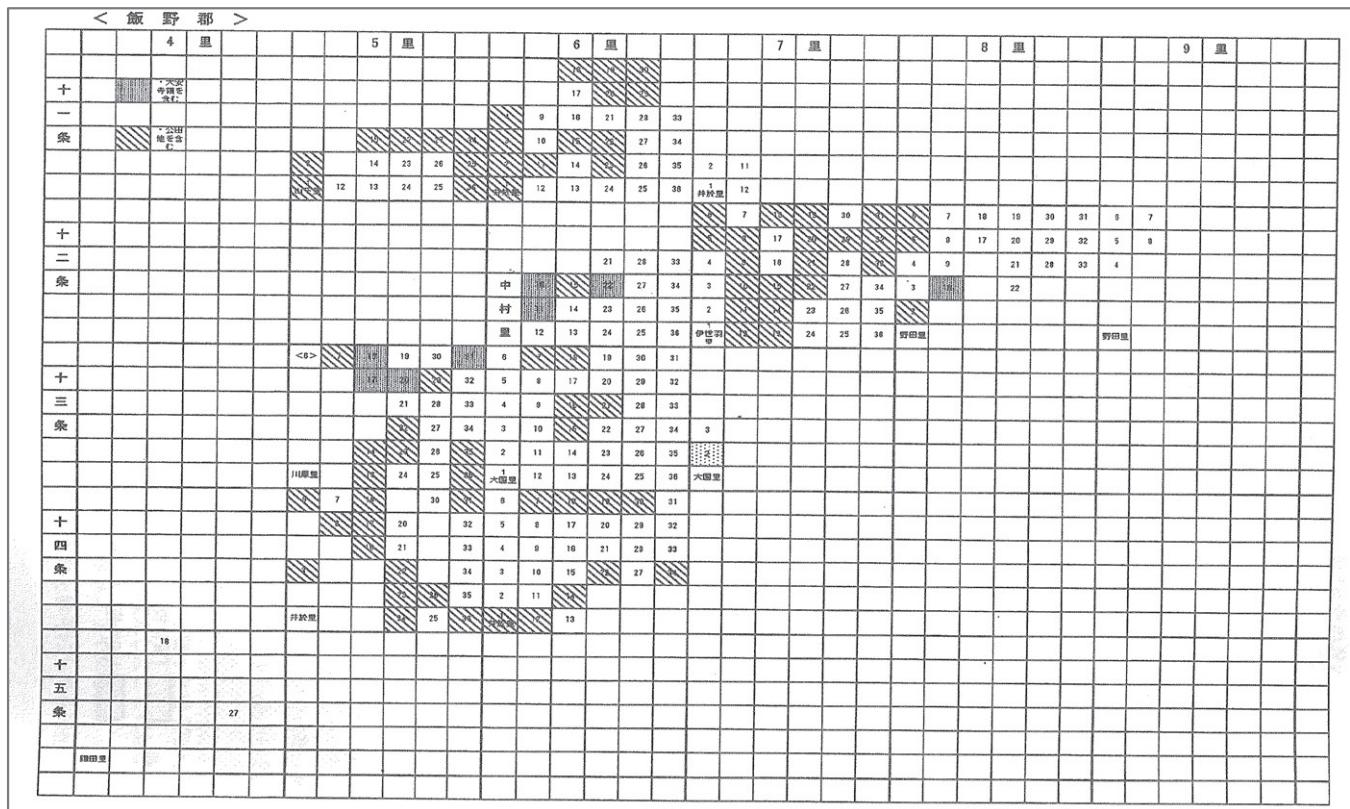
そこでこれらの史料をよりどころとして、今少し詳細に大国庄の庄地と大安寺領地との関係を検討しておこう。

桓武天皇から布施内親王に与えた土地が後の大国庄と同じであるか否かは不明だが、大国庄が約 186町であったことから逆算してみよう。飯野郡から多気郡一帯に王権がある段階に既に一定の空間を確保していたと仮定すると、中村野 80町はその中から割くことができる。大安寺へ施入する場合でも、布施内親王に分与する場合でも、公田を割いたとは考えにくい。「ミヤケ」などの形で飯野郡の土地が既に王権によって確保されていたとすれば、その中から、80町を大安寺に割くことは可能である。布施内親王に分与された土地（後に大国庄とされた土地）もまた、「ミヤケ」などとして既に王権によって確保されていたのではなかろうか。

その面積は少なくとも 186町はあったはずである。しかし、天武朝に大安寺へ施入された土地は 80町であったから、大安寺の墾田地とされた土地が、そのまま布施内親王に分与されない限り、元の王権の確保していた土地は 186町 + 80町以上となる。

ところが『平安遺文』第一巻 - 58 の伝える「民部省符案」には『大安寺領』の記載がほとんどない。1町に大安寺と東寺が土地を分割占有している場合のみ記載しており、それらはわずか 8坪（8町以下）に過ぎない。残りの大安寺領 80町（-8町未満）はこれ以外の坪に存在したと推定できる。第 17 図では、坪付け番号を記載した坪が元布施内親王領で、後に東寺に施入された大国庄。これ以外の坪に大安寺領中村野があった。

飯野郡や多気郡における王権の土地がいつ、どのような経緯で成立したかについては、当該地周辺の後期古墳の特徴などから前稿 2 で詳述したが、ここでは割愛する。



第 17 図 『大安寺伽藍縁起并流記資財帳』に記された東寺大国庄と飯野郡大安寺領
(数字記載の坪が大国庄。註 62 拙稿の図の一部を複写加筆)

※図の凡例 大安寺領を含む大国庄の坪
 公田を含む大国庄の坪

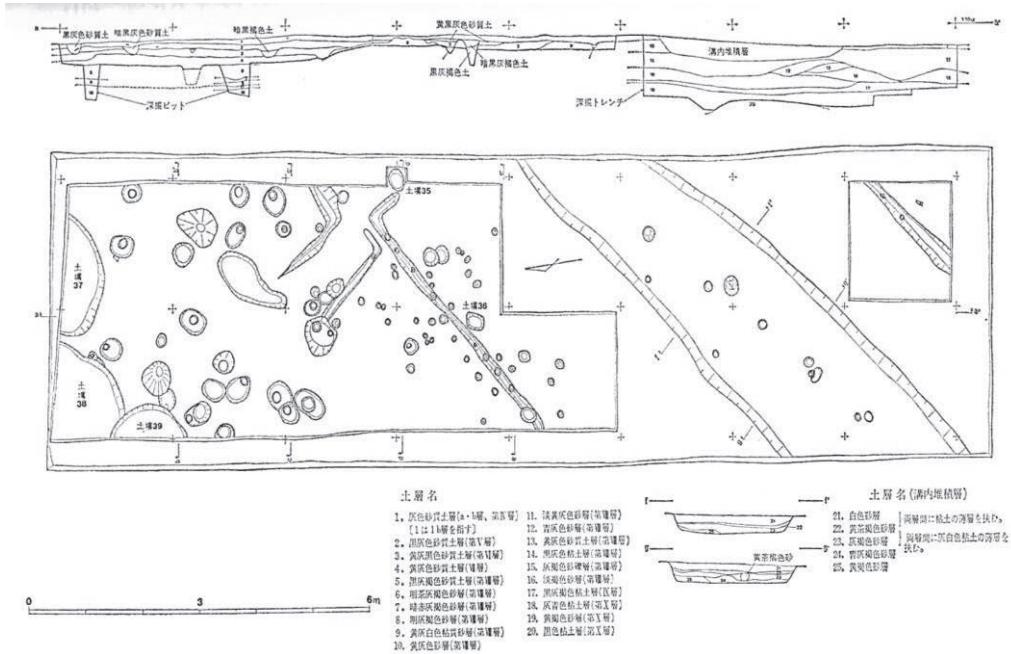
第二節 布施内親王墾田地から東寺垂水庄へ

布施内親王への公領下賜は、伊勢国の大国庄に留まらなかった。同じ時期に同じ目的をもって畿内に所在した「牧」の一つであった摂津国垂水の土地も布施内親王に分与された。公的牧は延暦十一（792）年の軍團廃止政策などによって削減・再整備され、新たな土地利用の一環として内親王領とされた可能性がある。これが東寺垂水庄の起源と推測する。

(1) 垂水南遺跡の発掘調査

吹田市教育委員会が進めている垂水南遺跡の発掘調査は、古墳時代前期から平安時代前期に至る榎坂郷東部一帯の土地利用の実態を明らかにしている⁶⁷⁾。（第 18 図）

これによれば、9世紀初頭に条里型地割が形成されるまで、当該地域の土地利用は自然が形成した北東から南西に傾斜する自然堤防上に集中し、これ以外の空間は低湿地状態で、ほとんど利用されることがなかったという。ところが条里型地割は、正方形に形成し、東から西へ条、北から南へ里を数字で数え、里内の坪付けは北東を起点に東から西へ千鳥式によるプランとされた。この豊嶋郡条里プランの二条二里五坪での発掘調査で出土したのが「垂庄」、「中庄」と記載した墨書き土器であった。



第18図 垂水南遺跡検出の平安時代以前の遺構群（註58-①文献より）

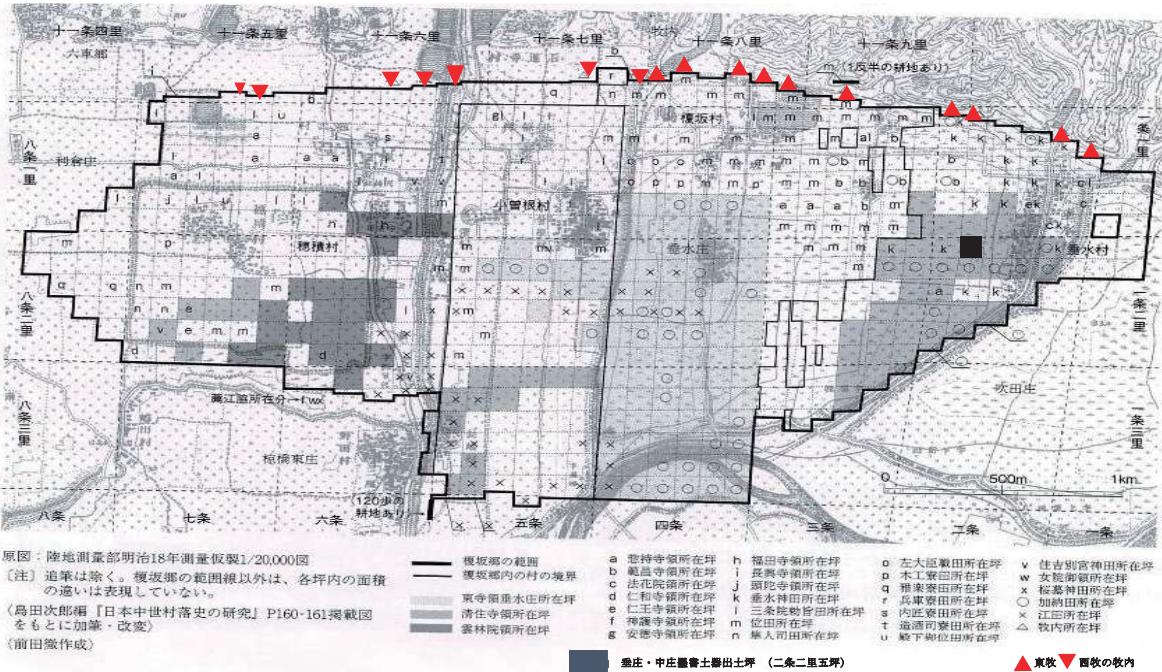
それぞれ「垂水庄」「中条庄」を略したものと推定され、民部省符が示した垂水庄の現地が初めて特定できたのである。

(2) 豊嶋郡の条里プランと垂水庄の庄域（第19図）

東寺垂水庄の庄域については、寛正四(1463)年「東寺領摂津国垂水庄差図」(『東寺百合文書』)にその範囲が周辺の地形とともに描かれている(第16図)。これによれば豊嶋郡条里の北は、四条一里の二十五坪から三十坪の北側の坪堺、東は三条との条の堺で、南は三里の南端までだが、南端は大半が三国川(現在の神崎川)の中州や川の中となる。西は基本的に高川までであるが、一部これを超えて、五条二里の四坪、八坪から十三坪、二十二坪、二十五坪と川沿いの三里の二十二坪から二十七坪と三十四坪から三十六坪(図ではこれらは「次取」と記載されている。このほか、樹木の描かれた坪が二坪ある)。四条内に八十四坪、五条内に合計二十坪(樹木表記の坪を含む)、総計一〇四坪ある。12世紀後半にはこれらの坪に所在した公田なども加納されて、百町近い莊園が形成されたものと思われる。

ただしこれはあくまで15世紀後半の史料による仮定で、9世紀前半の施入当初の様相も、その後の変遷も不明である。布施内親王から東寺へ施入された墾田地は772町で、大国庄が186町余でよいとすると、残り586町余を垂水庄と越前國高舉庄、同國蒜嶋庄の三庄が占めることになる。仮に15世紀の史料が示す豊嶋郡条里の百坪余のすべてが垂水庄の庄域とすると約100町となり、残り480町を越前國二庄が占めることになる。

ここで再び注目されるのが、既述の発掘調査の成果である。垂水南遺跡の調査で出土した「垂庄」「中庄」の墨書土器は、9世紀前半の土師器に墨書されたもので、弘仁三(812)年の施入時期に限りなく近い。垂水庄成立の時期に記載されたことはほ



第19図 中世の垂水東牧と西牧（註69文献『新修豊中市史通史一』図3-5を複写加筆）

ほ間違いない。ところが、墨書土器出土地点は豊嶋郡条里（中条）二条二里五坪推定地なのである。差図の図示範囲とは一条一坪分（約750m余）の隔たりがある（第17図参照）。さらに、墨書土器出土地点は9世紀中頃を待たずその営みを終えており⁶⁸、12世紀後半までにどのような変遷を経たのかは依然として不明なのである。12世紀後半までに嶋下郡西部および豊嶋郡東部から徐々に高川周辺に移動してきた可能性が高いが、確証はない。以下、今暫く数少ない手がかりを文治五（1189）年「垂水西牧榎坂郷加納田畠取帳」から読み取ることにしたい。

（3）文治五年「垂水西牧榎坂郷加納田畠取帳」（以下「加納田畠取帳」）の検討（第19図）

本史料については既に文献史学から、『新修豊中市史通史一』他で詳細に分析されている。ここでは、第19図（以下本図）に記された「加納」（○印）や「牧内」（赤色▲印）を表記した坪について、主に地形環境から検討してみたい。

1) 「加納」表記と垂水庄、清住寺領

加納とは、『岩波日本史辞典』（1999年10月26日発行）によれば「平安・鎌倉時代、本免田に付加された田畠。庄園の四至の内外を問わない。出作も含む。莊園領主によって開発・買得された所領が本免田に付け加えられ、地子を領主に納める形で始まり、11世紀には国司が封戸などを納める代わりに租税を免除した公田を付与することが行われ、また公田を耕作する莊民が加納と称して租税を納めない事態も生じ、庄園拡張の有力な手段となった。そのため莊園整理令で停止の対象となった。」とある。

榎坂郷内で加納された坪は41か所で2坪を除き垂水庄と清住寺領にある。垂水庄

は 104 坪で加納された坪が 29 坪、垂水庄全体の 28% に上る。清住寺領も 39 坪の内の 10 坪が加納(26%)であるから、加納が本格化する 11 世紀以降に、ほぼ同じ割合で加納された実態が掌握できる。

第三節 牧の基本地形と垂水東牧・垂水西牧 (第 20 図)

(1) 「垂水牧」の自然地形

日本古代牧の立地の特徴は前章までに見たとおり、自然地形を巧みに利用し、できるだけ人工的な設備の設置を省こうとした点にある。その条件は、御牧のような大規模な生産牧だけではなく、第二章で述べた小規模な私牧においても同様であった。

では、「垂水牧」はどのような地形に立地しているのであろうか。多くの研究書は第 20 図のように垂水東牧と垂水西牧を千里丘陵中の天竺川の源流を境に東西に推定している。ただし、その根拠を示したものは、管見の限りほとんどない⁶⁹。

こうした中で、唯一参考になるのが「牧内」表記である。

『通史一』は「牧内」表記に刮目し、「牧内」を条里型地割のある空間以外則ち以北の千里丘陵を牧と解釈したのである。史料の解釈としては妥当だが、起伏の激しい丘陵中を牧（放牧地）とする事例を知らない。

日本の古代牧が丘陵中にある事例は現在のところ河内国の中坂戸牧他数例に過ぎない⁷⁰。ただし坂戸牧は生駒山西麓の丘陵中に所在したと推定されているが、起伏の激しい丘陵部ではなく、丘陵中に所在する比較的規模の大きい旧谷地形を利用した牧と解釈されている。丘陵が放牧空間なのではなく、旧谷地形を利用した狭小な空間を「牧」の一機能と推定している。

垂水東牧・垂水西牧の地形図を見る限り、千里丘陵中に大規模な谷地形は確認できない。

第一・二章までの史料で確認できる通り、古代牧推定地のいずれも、放牧地の背後に丘陵や山塊のある地形を選択している。しかしそのいずれも、背後の丘陵は、放牧地からの逃走を防ぐ障害物として位置づけている。丘陵そのものを放牧空間とする事例は、管見の限りない。

ただし、丘陵は「障害物」としてだけ機能したわけではない。萱や葦、低灌木などは飼料の一部を補完することができる空間でもある。また同時に、一般村落における



第 20 図 中世の垂水東牧と西牧

（註 69 文献『新修豊中市史通史一』図 3-7 を複写加筆）

る同地形が山川藪沢として共用されたように、牧における同様の空間も、牧子達が利用する山川藪沢であった。「垂水牧⁷¹」においても条里型地割の北に所在する千里丘陵はこの機能を果たすに十分な地形を保つ。

では牧の本体といえる放牧地やその他の施設群はどこにあったのであろうか。その地こそ、北に千里丘陵が控え、東から糸田川、高川、天竺川、南に三国川が位置する空間ではなかろうか。三方を河川に、一方を丘陵に囲繞された空間こそ典型的な低位段丘面型牧の地形である。遅くとも 12 世紀には摂関家や有力寺社の庄園となる可耕地こそが、かつては湿润で耕作しがたいが、放牧するには最適な「垂水牧」の本体だった可能性を指摘しておきたい。

垂水東牧は摂津國嶋下郡西部（穂積郷）に位置し、垂水西牧は豊嶋郡東部（豊嶋郷：後の榎坂郷、六車郷、桜井郷、萱野郷）相当の水田稻作の可能な土地である。

「垂水東牧」と「垂水西牧」の境界は高川がなしており（丘陵中の境界も高川あるいは天竺川の上流部とされている）、文治五年の「加納田畠取帳」でも、高川より西を摂関家（後に春日社へ施入）の垂水西牧と呼称している。

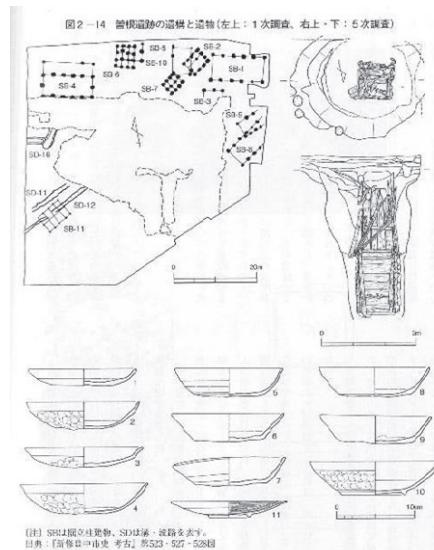
一方、東に所在したのが垂水東牧であり、その内部には 9 世紀前半以降に東寺垂水庄（81 町余 + 加納田）や醍醐寺末寺の清住寺領（43 町余 + 加納田）、淳和天皇の紫野院を起源とする雲林院領（19 町余）など、平安前期の皇室と縁の深い寺院の所領が一定の面積を占有していた⁷²。これら以外の土地が摂関家により領有されたもので、12 世紀後半までに相次いで春日社へ寄進された⁷³。

（2）御牧・垂水牧の成立

垂水南遺跡の発掘調査で明らかになった通り、三国川の右岸に接する豊嶋郡、嶋下郡南部は古墳時代前期に自然堤防上に人々が居住した痕跡を確認するものの、大規模な集落形成は認められなかった。広大な空間があるにも関わらず居住者は極めて少なかった。ただし、千里丘陵裾部には、古くから、畿内と西国を結ぶ交通路（後の山陽道や西国街道）が設けられており、情報の伝達、活用には欠かせない地域であった。

この二つの条件を活かすものとして着目され、開発されたのが大陸から受容したばかりの馬を生産し、管理するための牧（放牧地）であったのではなかろうか。

王権が確保した広大で、水田耕作には不向きな土地をいかに活用するか、検討し



第 21 図 曽根遺跡の遺構（垂水西牧の居住地域）と遺物（註 69 文献を複写）

た結果が牧の開発だった。垂水の地は、後に制度化される近都牧としての機能を既に果たしていた。12世紀に樋坂郷に牧の機能がないにもかかわらず、高川以西の摂関家の庄園は「垂水西牧」と呼称される。一方、高川以東は各莊園領主が「垂水庄」（東寺領）などの名称で経営した。

ところで、高川以西に「垂水西牧」という莊園名を冠した背景には何があるのであろうか。理由はいまだ明確ではないが、古墳時代以来王権が經營した「牧」に起因するのではなかろうか。

名称に「牧」銘を含むが、条里が施行され、摂関家や大社寺よって開発の進む垂水西牧にも、垂水東牧にももはや「牧」としての機能が残っていないことは既述のとおりである。また、繰り返しになるが、ここまで分析してきたとおり、日本列島にもたらされた馬の飼育、管理のシステムでは、「千里丘陵」中に独立して機能する「牧」は設置しえなかつたはずである⁷⁴。

耕作には適さないが、水陸交通の要衝に位置した地域に着目したのが古墳時代後期の王権であった。これらをミヤケとして確保し、支配の拠点として活用した。しかし、律令国家の体制整備が進むと、皇室直轄地の占有、保全は国家の行政機構や国家寺院が代わってこれを担った。天武朝と聖武朝に行われた大安寺への墾田地の施入がその第一段階であった。並行して、交通の拠点は官道・駅路の整備により維持、継承され、牧は、御牧や諸国牧、近都牧の整備によって維持され、継承された。王権は一度獲得した支配に欠かせない重要拠点を放棄することはなかったのである。桓武天皇が執った方策は、その土地を自らの皇子女に分割、維持することであった。さらに嵯峨天皇は、皇子女薨去後に、当該施設や空間を継続的に維持、管理、活用するためにこれらを国家寺院である東寺に託した。東寺は積極的に開発し、庄園とした。大国庄や垂水庄は東寺に多くの経済的利益をもたらした。

平安時代に入り、新たに政権の中核部を担った摂関家もまた古墳時代以来の水陸交通の要衝・山陽道沿線の「垂水牧」の西側を可耕地として開発し、莊園化して取り込んだ。しかし、歴史的背景を踏まえ、名称に「牧」名を残した。垂水東牧は、内部に東寺垂水庄や雲林院、清住寺など、皇室ゆかりの寺院が經營する庄園を含む特異な地域として維持され続けた。

古墳時代後期に王権の管理する牧として成立した垂水牧は、遅くとも平安時代前期には牧としての機能を失い、膨大な墾田地からなる莊園へと変化した。しかし成立の背景をなした王権の牧であったという歴史を排除することなく、名称に「牧」銘を残した。ただし、牧の痕跡は背後の丘陵中にのみ残ることになり、「牧内」という表現にかすかに牧の残影を見ることになったのではなかろうか。

まとめにかえて

[牧と自然地形と交通網]

中国古代の牧〈大堡子山遺跡〉及び信濃国千曲川流域に推定された御牧の現地踏査から、両者の地形に共通する特徴があることが判明し、牧の研究を地形の分析から開始した。本稿では牧の地形を次の4類型に分類して検討した。

(A) 丘陵谷型牧 丘陵内の谷地形、旧河道を利用し、狭い出口を遮蔽して設置した牧。

(B) 中位段丘面型牧 大河によって形成された中位段丘上の段丘緩傾斜面を利用。緩斜面を河谷する複数の中小河川が、流下する大河によって遮断された地形を利用した牧。

(C) 河川合流型牧 複数河川の合流部に形成された氾濫原地を活用する牧。

(D) 低位段丘面型牧 蛇行する河川が形成した低位段丘と背後の丘陵や段丘崖が遮断する半円形の空間を利用した牧。丘陵と河川の接点付近にのみ柵などの人工施設を設置すれば少ない労力で閉鎖空間を形成できる牧。

日本古代では圧倒的に(B)・(D)が主流であった。ただし、9世紀にはいると労働力を集中的に投下できる領主による開発が進められ、可耕地としての開発困難な牧のみが牧の機能を維持、継承された。こうした地形条件に生産馬運搬のための交通網の整備を必要条件に追加し、牧の設置が行われた。

[御牧の構造]

律令制下の中核をなす御牧の構造を、発掘調査の進む甲斐国御牧〈真衣野牧〉及びその周辺の遺跡の分析によっておこなった。

牧成立のための必要条件を以下の6条件と仮定して構造分析を行った。

- A. 放牧地と牧子の居住空間
- B. 馬具製作のための鍛冶工房群
- C. 馬管理のための人工的、中規模放牧空間
- D. 生産馬を事務的に管理する牧長、牧帳などの執務施設
- E. 飼葉を生産し、保管するための山野の空間
- F. 国司などが執務する空間

牧は放牧のための広大な空間を大前提とする施設である。しかし、治水、開発、開墾技術が進むと生産性の高い可耕地を占有することは公民の生活を脅かし、国家の経済政策のマイナスとなる。このため、牧の立地は生産性の低い、非可耕地を第一条件とした。

一方、良馬の生産飼育には、生産馬の厳重な管理が必要とされ、馬管理のための中規模管理空間(C)や馬具製造工房(B)の確立が指摘できた。しかし未だに、牧を管理するための官衙的空間(D)(F)は検出できていない。今後の大きな課題である。

[牧の集約的設置と御牧の成立]

甲斐国の御牧〈真衣野牧〉は釜無川流域に集中し、〈穂坂牧〉と機能分担を図っていた可能性を指摘した。馬管理に不可欠な鉄製品の製造、供給、製品管理のため、工人集団が一箇所にまとめられた。製品の効率的製造、供給体制が形成されていたのである。生産馬の管理もまた、両牧共通の場で集中的に実施された可能性がある。甲斐国の御牧〈真衣野牧〉および周辺の関連施設は御牧の構造を知る上で貴重な資料を提供した。

真衣野牧の分析は、文献史料と考古資料から進められた。

真衣野牧は承和二(835)年の葛原親王への甲斐国馬相野500町の下賜に始まると推定したが、東国での牧地下賜の初見は、同じ葛原親王への弘仁二(811)年十月五日の上野国利根郡長野牧の下賜記事にある。馬相野は葛原親王が亡くなるまで親王によって維持されたらしいが、『延喜式』段階では御牧とされた。

真衣野牧の発掘調査により放牧地だけではなく、牧経営に必要な物資の生産体制が整備されたことが明らかになった。これによって、放牧地に機能が集中するのではなく、あたかもコンビナートのごとく、地形を最大限に活かして必要な、多様な機能が用意された。さらにこうした機能は、複数の御牧を同一河川流域に集中させることによって相互活用する体制がとられた。御牧経営が効率的かつ大規模に実施された事実を指摘することができた。

三国川流域に集中的に配置された近都牧に付属する工房群の存在は明らかではないが、近都牧では必要物資は本寮から供給を受けることが可能であった。

[牧から莊園へ]

国家が組織的に馬の生産、飼育、調教にあたるシステムを導入した結果、馬を効率的に供給する体制が確立した。『延喜式』の規定によると、東国に32の御牧を集中し、18か国に39の諸国牧を配置して、毎年一定の高品質の馬を都城に供給することを可能にした。貢上馬は需要に応じて、御馬は二牧、諸国牧からの馬は主に六か所の近都牧で一時的に放牧される。牧配置に限ってみれば、近都牧のなかで、右馬寮が管理する摂津国鳥養牧、豊嶋牧、為奈野牧は三国川流域に所在し、付近を官道(山陽道)が通過していた。一方、左馬寮が管理する近江国甲賀牧、丹波国胡麻牧、播磨国垂水牧は畿内周辺国に所在した。

一方、体制が代わると、古墳時代以来伝統的に馬を生産、管理した牧は不要となり、土地をより有効な利用形態に変化させるものが出てきた。その一つが摂津国垂水牧である。垂水牧は畿内西部にあって、三国川流域に設置された牧であった。周辺には三国川に流れ込む中小の河川があり、牧とするには最適な地形であった。しかし垂水東牧に位置した一角が、9世紀初頭頃に、布施内親王の所領となり、内親王薨去直後の弘仁三(812)年に「垂水庄」として東寺に施入されると、条里型地割が施工され、水田が開発され、一気に耕地化した。時期は不明だがその後も「東牧」は、淳和天皇の紫野院に起源をもつ雲林院や醍醐天皇の陵寺である醍醐寺の末寺・清住寺が、その経済力や技術力によって開発すると、一帯は庄園化が進んだ。やや遅れて西側(垂水西牧)でも摂関家(近衛家)によって開発が進められ、垂水西牧という莊園名で經營

が進められた。

垂水牧の面影は、莊園の北側に取り残された葦や萱を提供した千里丘陵の空間のみとなり、当該地は「牧内」と呼称され、古文書の中にわずかに「牧」の面影を残した。

[私牧成立の歴史的背景とその経営]

薦生牧と廣瀬牧の分析から私牧の経営の一端についても一定の成果を加えることができた。両牧は名張川をはさんだ同一河川流域の近接地点に放牧場を設置し、国境を越えて牧の機能を補完しあった可能性に注目した。廣瀬牧の近接地には板蠅柵があり、葦や萱など低灌木を馬の飼料として供給することが可能であった。笠間川の対岸には岩屋瓦窯が設けられており、高熱処理物資の生産を担う工人の存在が想定された。また、薦生牧の対岸に所在した「河東牧」(蟠曳野牧)が丘陵中に位置することも何らかの機能を分担していた可能性を示した。もちろんいずれも発掘調査が未実施であるから、あくまで施設の分布からの想定に過ぎないが、多様な機能を想定できる空間が放牧地の周辺に点在している点は注意が必要であろう。

〈付記〉 本稿出稿中に、三重県埋蔵文化財センターによって薦生牧推定地に所在する薦生遺跡の発掘調査が実施されることになった。調査の結果どのような事実が明らかになるか大変楽しみである。本報告には間に合わないが、新たな調査成果が牧研究に新しい地平を開いてくれることを期待したい。

以上、限られた牧の分析からの仮説の提示に過ぎないが、牧研究に一定の課題は提示できたものと考えている。

〔謝辞〕 本稿を為すに当たっては科学研究費の代表者である吉川敏子氏、研究協力者である清水みき氏、堀信行氏、坂井秀弥氏、佐藤健太郎氏、小山田宏一氏から多くの示唆を受けた。記して感謝したい。

¹ 武川町教育委員会・岐北土地改良事務所『宮間田遺跡 県営圃場整備事業に伴う平安時代集落遺跡の発掘調査報告書』1988年

² 拙稿「甲斐国の御牧「真衣野牧」の成立と展開」(『三重大史学』第21号 2021年)

³ 拙稿「薦生牧・廣瀬牧に関する基礎的考察」(『三重大史学』第20号 2020年)

⁴ 研究代表者山口大学教授橋本義則「東アジアにおける都城と葬地の政治的・社会的関連に関する比較史的総合研究」において2015年8月19日に甘肃省礼県に所在する大堡子山遺跡の現地踏査を実施した。以下の知見はその折の現地観察に基づいている。

⁵ 信濃国の千曲川流域の御牧は高位牧、大室牧、新沼牧、**新治牧**、**塩野牧**、**長倉牧**、**望月牧**、**塩原牧**などが連続して位置する(太字は踏査した牧)。踏査したいずれの牧も、千曲川の形成した段丘斜面に位置し、右岸の牧は基本的に千曲川に向かって傾斜する緩斜面上に、左岸の牧は、背後を千曲川の急峻な段丘崖によって区画され、御牧相互には地形変換点や中小河川が境をなすという共通した地形上にある。

⁶ 長野県北佐久郡御代田町『馬瀬口下原古墳群 御代田町馬瀬口下原古墳群学術発掘調査報告書』1975年11月

⁷ 木下良編『事典日本古代の道と駅』吉川弘文館 2009年

⁸ 信濃国の御牧の成立と展開については別に論じるつもりである。

⁹ 拙稿「古代畿内に設けられた牧 為奈野牧を探る」(『絲海』第42号伊丹市文化財保存協会

2017年6月30日

¹⁰ 本章は、拙稿「甲斐国の御牧「真衣野牧」の成立と展開」(『三重大史学』第21号2021年)を一部修正して再録したものである。

¹¹ 甲斐型土器の編年について註1報告では宮間田I期：9世紀第3四半期、宮間田II期：9世紀第4四半期、宮間田III期：10世紀第1四半期～第3四半期、宮間田IV期：10世紀第4四半期、宮間田V期：11世紀前半～11世紀後半、宮間田VI期：12世紀前半としていた。しかし、その後、註14報告によって変更を余儀なくされ、現在では第10図(86頁)の通り修正された。本稿では基本的に第10図編年案を用いる。

¹² 『日本後紀』卷卅一逸文(『類聚国史』二八天皇避諱)弘仁十四(823)年四月壬子《二八日》「改大伴宿祢、為伴宿祢。触諱也。」とあり、氏族名として淳和天皇の諱「大伴」を避け、「伴」が用いられるのは823年以降である。「牧」墨書土器と共に伴する墨書土器「伴」の意味は確定できない。ただ、後述する諱を回避した「真髮部」氏と同様に、「伴」が氏族名を示すとすると、この点も宮間田遺跡II期の年代を補強する。

¹³ 奈良市教育委員会『奈良市埋蔵文化財調査報告書平成元年度』「I. 平城京の調査 6. 平城京左京二条四坊十一坪の調査第180次」1990年

¹⁴ 瀬田正明「甲斐型土器の年代」(山梨県考古学協会『甲斐型土器—その編年と年代—』1992年)

¹⁵ 2021年2月初旬、清水みき氏よりご教示いただいた。

¹⁶ 『続日本紀』卷卅八延暦四年(785)五月丁酉《三日》「詔曰。春秋之義。祖以子貴。此則典經之垂範。古今之不易也。朕君臨四海。于茲五載。追尊之典。或猶未崇。興言念此。深以懼焉。宜追贈朕外曾祖贈從一位紀朝臣正一位太政大臣。又尊曾祖妣道氏曰太皇大夫人。仍改公姓爲朝臣。又臣子之礼。必避君諱。比者。先帝御名及朕之諱。公私觸犯。猶不忍聞。自今以後。宜並改避。於是改姓白髮部爲眞髮部。山部爲山。」

¹⁷ 註13報告書他は、平城京での甲斐型土器の発見によって並行する甲斐型土器第IV期の年代を780年(頃)とするが、この墨書の解釈によって井戸SE53への廃棄年代は、延暦四(785)年以降となる。年代の下限については現状で有力な資料はないが、平城京出土の甲斐型杯については、十一坪の建物が機能した9世紀前半までが指標となろう。桓武の後を継いだ平城上皇は大同四(809)年十二月に旧平城宮に移り、「二所朝廷」とも称される状況を生み出す。十一坪の建物群も、遅くともこの頃までに廃されたものと推測できる。

¹⁸ 承和二(835)年の記事が、空閑地を「馬」相野と表記する点は興味深い。宮間田遺跡I期の段階(8世紀後半)には竪穴住居址は4基しかなく、II期遺構と比べてかなり小規模であるが、その空間地を「馬」相野と表記するのは、当該地が何らかの形ですでに「馬」と関係したことを示唆するか。第I期遺構に馬との関係を示す考古資料は、一定の空間地が調査地に確認できる点であろう。これを第II期同様に「放牧」のための空間と解釈すれば、第I期段階に既に当該地が「馬」との関係を有していたことになる。さらに、後述するように、左岸域の上ノ原遺跡(第3図⑦)からは当該遺跡群で最も古い年代を示す隆平永寶(796年初鑄)が出土しており、宮間田遺跡I期と年代が並行する時期に中央との関係を示す遺物を共伴する遺跡が所在する点は注意されなければならない。

¹⁹ 佐藤健太郎「駒牽の貢上数と焼印に関する一考察—『新撰年中行事』の記載を中心に—」

(『史泉』102巻2005年初出)は、真衣野牧と柏崎牧の成立を弘仁式段階とする。『弘仁式』の撰進は弘仁十一(820)年で、その後さまざまな改定が加えられ、現存のものは承和七(840)年頒行後のものとされる。

²⁰ 註19佐藤論文の見解(註19文献21頁下段9行目から23頁上段10行目まで)によれば、『新撰年中行事』下 秋 八月 十五日 牽信濃勅旨諸牧事において「式六十四元八十四」とある割注は信濃國勅旨牧(御牧)からの貢上すべき馬の数が『延喜式』では六十四であったが、「元」は八十四だったことを示すとし、「元」がいつのことかを問題とした。佐藤は『日本三代実録』貞觀九(867)年の記事を根拠に、貞觀九年以降と解釈し、これ以前の式である『弘仁式』に既に勅旨牧は規定されていたとした。事例は信濃の勅旨牧だが、同じ勅旨牧である甲斐国にも適用されるとして、真衣野牧や柏崎牧が御牧とされたのも『弘仁式』段階であるとした。『弘仁式』は遅くとも840年に頒行されているから、葛原親王の薨去年(853)

-
- 以降を御牧・真衣野牧成立時期以降とした本稿とは異なる。
- ²¹ ①『明野村文化財調査報告 14 梅之木遺跡 I 県営畠地帯総合整備事業にともなう平安時代遺跡の発掘調査報告』(山梨県明野村教育委員会・峡北地域振興局農務部 2002 年) ②『明野村文化財調査報告 15 梅之木遺跡 II 県営畠地帯総合整備事業にともなう縄文時代・弥生時代・平安時代遺跡の発掘調査報告』(山梨県明野村教育委員会・峡北地域振興局農務部 2003 年) ③『明野村文化財調査報告 16 梅之木遺跡 III・永井原V遺跡 県営畠地帯総合整備事業にともなう平安時代遺跡の発掘調査報告』(山梨県明野村教育委員会・峡北地域振興局農務部 2004 年)
- ²² 註 21 - ③報告書第 8 表によって①・②の報告内容に修正が加えられているのでこれをもとに検討を加えた。
- ²³ 「仁」8 点のうち 6 点が刻書で、他と際立った違いを示すが、その理由は判然としない。
- ²⁴ 「牧格」(牧柵) と推定する意見もあるが、簡易な土壘とする方が理解しやすい。掘立柱建物を建設する場合、掘方は遺構面から下へ掘削し、遺構面下にある地層を破壊する。しかし、その土砂は別所へ移動することなくすぐ横へ置いて、柱を立てた後埋め戻すのに用いる。この時、掘立柱建物の掘方にはブロック状に多様な土砂の塊が混入する。溝の埋土に地山起源の土砂がブロック状に入る理由として大いに考えられることである。
- ²⁵ 佐野隆「小笠原牧の考古学」(入間田宣夫・谷口一夫編『牧の考古学』高志書院 2008 年)
- ²⁶ ①明野村埋蔵文化財センター「寺前遺跡調査概要」(1999 年) ②明野村埋蔵文化財センター「寺前遺跡見学会資料」(2000 年) 2 種類の報告には記載はないが、註 25 文献に触れられている。
- ²⁷ 拙文「近畿古代牧研究会」第 19 回研究会発表資料「甲斐国御牧に関する覚書き」(2019 年 11 月 14 日 於奈良大学)
- ²⁸ 『日本後紀』弘仁二(811) 年十月丙寅《五日》条「上野国利根郡長野牧賜三品葛原親王。」
- ²⁹ 拙稿「伊勢国北部における大安寺墾田地成立の背景」(三重大学歴史研究会『ふびと』第 54 号 2002 年)
- ³⁰ 「養老厩牧令」牧每牧条に 100 頭で 1 群とし、牧子(馬子) 2 人で 1 群を飼育することが規定されている。
- ³¹ 本章は、科学研究費基盤研究(C)研究代表者吉川敏子「日本古代の畿内・近国における牧の総合的研究」(2018~2020 年度)での研究成果の一部である。既に拙稿註 2・3 を公表したが、一部不十分なところを修正して本報告に再録したものである。
- ³² 本章は註 3 拙稿を基礎に書き換えたものである。
- ³³ 名張川の支流宇陀川流域に脚付短頸壺を埋納する石田 1 号墳があり、後述する檜牧も同流域(内牧川周辺)に所在する。一方で、名張と伊勢を結ぶ新たな交通路として近世に「伊勢本街道」と称された交通路が開発され、名張を経れば最短距離で伊勢に入ることが可能になった。旧三杉村下多気に設けられた小田古墳はこの交通路を管理する在地の新興豪族の手になるものであろう。
- ³⁴ ①門田了三他『名張市史 資料編 考古』2015 年 ②拙稿「第 2 章 原始の亀山市域第 2 節古墳時代の亀山」(『亀山市史 通史編』亀山市史編さん委員会編 2011 年 2015 年改定)
- ³⁵ 拙稿「伊勢国北部における大安寺墾田地成立の背景」(三重大学歴史研究会『ふびと』第 54 号 2002 年) なお、この地域の西端、木津川の支流である柘植川・服部川の流域には玉瀧の地名が残る。古尾谷知浩「研究ノート 伊勢国玉瀧杣と天皇家家産制的建築生産」(『ヒストリア』第 279 号 2020 年 4 月) も指摘するように、玉瀧の杣は天皇用の杣として位置づけられていた。当該地一帯が遅くとも 7 世紀初頭までには王権と深い関係にあったことが明らかにされている。
- ³⁶ 奈良県立橿原考古学研究所『毛原廃寺跡発掘調査報告』(報道発表資料)2016 年 7 月 26 日(文末付録参考資料参照)
- ³⁷ ①丸山幸彦「一〇世紀における庄園の形成と展開—東大寺領板蠅杣を中心に—」(『史林』五六一六 1973 年) ②関 幸彦「薦生牧相論をめぐる諸問題」(『学習院史学 10』1973 年) ③黒田日出男「十・11 世紀の四至について—板蠅杣と薦生牧—」(『民衆史の課題と方向』三一書

房 1978 年) ④高橋浩明「伊賀国薦生牧争論と 10 世紀の郡司制」(『国史学』1987 年) ⑤その他『名張市史 資料編考古・古代』2010 年においても総括的に触れられている。

38 文学博士平岡定海校富森盛一著『黒田庄誌』(赤目出版会 1968 年)

39 「大和國都介郷刀禰等解案」(『平安遺文』第一巻 - 279 康保元年九月廿五日)

40 板蠅榎と両牧との位置関係などについては前掲註 38 において富森が略地形図を用いて図示しているが、図示の主目的が黒田庄にあるため、牧についてはさほど正確ではない。そこで、史料記載の地形や地名を参考に現在の航空写真に推定地を落としたものである(第 13 図)。なお、石母田正『中世の世界の形成』(岩波文庫青 436 - 1 岩波書店 1988 年) 15 頁に「黒田庄附近図」が挿入され板蠅榎を「薦生」の南西、黒田本庄と国境を接して西の山中を図示するがその根拠は示されていない。よって第 13 図では(板蠅榎?)と表記した。

41 「伊賀国名張郡司解案」(『平安遺文』第一巻 - 278 康保元(964)年九月廿三日)

42 大和國都介郷刀禰等が廣瀬牧他の所在地を確認し(史料 2)、伊賀国名張郡郡司などが、板蠅榎の主張する四至内に百姓の口分田などが所在し、板蠅榎の主張と矛盾することを指摘した(「立券使清忠王板蠅榎四至實檢日記案」(『平安遺文』第一巻 - 280 康保元年九月廿五日))。

43 「東大寺告書案」(『平安遺文』第一巻 - 281 康保元年十一月十五日)

44 「名張郡夏見郷薦生村刀根等解案」(『平安遺文』第一巻 - 282 康保元年十一月廿三日)

45 伊賀国名張郡夏見郷刀禰等解案」(『平安遺文』第一巻 - 289 康保三年四月二日) 丸山前掲註 37 - ①の 32 頁においてその重要性を指摘している。なお、その後も東大寺との間で長く争論は続くが(「藤井庄領家小輔書状」(『平安遺文』第七巻 - 3834 治承二(1178)年六月廿日) や「東大寺三綱等陳状案」(『平安遺文』第七巻 - 3835 治承二年(1178)六月) 等)、これらについては省略する。

46 「伊賀国名張郡司解案」(『平安遺文』第一巻 - 278 康保元(964)年九月廿三日)

47 安村俊史「坂戸牧考」(『柏原市立歴史資料館 館報第 31 号』2019 年)

48 詳細は別稿に譲るが、信濃国の御牧は千曲川水系に北信濃地域の高位牧、大室牧、新沼牧、東信濃地域の新治牧、塩野牧、長倉牧、望月牧、塩原牧などが連続して位置する。さらに、天竜川水系の南信濃地域の猪鹿牧、大野牧、埴原牧、山鹿牧、岡屋牧、宮所牧、平出牧もまた連続して位置する。詳細な調査は行われていないが、その多くが流域に沿って連続する低位段丘面に設置された可能性は高い。

49 前掲註 34 - ②拙稿

50 前掲註 34 - ②拙稿

51 註 34 - ②拙稿では朝明駅家跡を久留倍遺跡と推定している。久留倍遺跡東斜面には二期段階に広大な空間地が所在する。これもまた騎兵の駐在地として利用されたのであろう。

52 府中町教育委員会『下岡田遺跡発掘調査報告書 I』(2020 年)安芸駅家跡である下岡田遺跡(広島県府中町)の発掘調査では、駅家の背後の段丘上に厩の存在が指摘されているが、駅家の南に所在する河川敷もまた、その有力な空間である。(拙稿「安芸国安芸駅館小考」(広島県文化財協会『広島県文化財ニュース第 160 号』1999 年))

53 『平安遺文』第一巻 - 35) 布施内親王は弘仁三年八月六日に亡くなり、『日本後紀』同年十一月二十七日条にはその遺領墾田地七百七十二町が東西二寺に施入されている。

54 布施内親王は桓武天皇の皇女で、嵯峨天皇の異母妹である。桓武天皇と酒人内親王との間の娘・朝原内親王の後、延暦十六(797)年に伊勢斎王として群行し、延暦二十五(806)年桓武天皇の崩御によって帰京し、弘仁三(812)年八月六日に薨去している。

55 註 54 民部省符案は、垂水庄の所在地を「豊嶋郡中條」とする。豊嶋郡の条里プランは南部が東から西へ一条から八条まで、北部が北から南へ九条から十一条までとする。垂水庄の所在する四条、五条は里を北から南へ一里から三里までとし、中条とは二里に相当するとされる(豊中市『新修豊中市史通史一』2009 年)。

56 墨書き土器は豊嶋郡条里二条二里五坪相当地から出土している。当該地は寛正四(1463)年垂水庄の田畠の面積や耕作状況を調査、検査するために東寺によって作られた絵図「摂津国垂水庄差図」が示す垂水庄の東端(三条と四条の境界)から八坪(約 872m)東の坪にあたる。発掘調査の状況などは、以下の報告書他に記載されている。①藤原学「垂水南遺跡出土の墨書き土器」(吹田市史編さん委員会『吹田の歴史』1980 年 3 月 31 日) ②吹田市史さん纂委員会

『吹田市史』第8巻「第五章第一節九古代の垂水南遺跡」1981年3月31日③大阪府教育委員会文化財保護課「垂水南遺跡発掘調査概要」(『節・香・仙』第40号1986年4月)④吹田市教育委員会『垂水南遺跡発掘調査概報』I~IV(1877年~1980年)。この他毎年実施されている同遺跡の発掘調査報告書が『埋蔵文化財発掘調査概報』として継続的に刊行されている。⑤豊中市『新修豊中市史第一巻通史一』(2009年)

57 それぞれの牧の初見は、垂水牧「永暦元(1160)年十二月六日」(『平安遺文』第七卷 - 3117「摂津国垂水牧寄人申文案」)、垂水東牧「長寛二(1164)年七月」(『平安遺文』第七卷 - 3313「散位中原兼敏解」)、垂水西牧「寿永二(1183)年六月八日」(『平安遺文』第八卷 - 4092「摂政近衛基通家政所下文案」)である。その後、垂水西牧に関しては、吉川敏子氏のご教示により、文治五(1189)年「垂水西牧榎坂郷加納田畠取帳」(『鎌倉遺文』第一巻 - 377)に詳細な領有関係などが記載されていることを知った。本章でもこの史料を基に分析を加えた。

58 中世以降の垂水西牧に関しては橘田正徳『中世的社会の形成—集落・墓地・流通・開発からみた中世前期の社会—』2014年3月20日滋賀県立大学学位(学術)論文による、考古資料からの分析が詳しい。

59 『日本後紀』弘仁三年(812)八月辛卯《六日》薨伝「辛卯。无品布勢内親王薨。詔贈四品。遣從五位下弟村王。從五位下文室真人末嗣等。監護喪事。親王者。皇統彌照天皇第五女也。母丸朝臣氏。親王資性婉順。貞操殊勵。延暦十六年爲伊勢齋。」同年十一月壬午《廿七日》「贈四品布勢内親王墾田七百七十二町施入東西二寺。」、弘仁四年(813)九月己卯《卅日》「故布勢内親王家直錢一万貫、充修理諸寺料。親王遺命也。」

60 大安寺『大安寺史史料』(1984年)

61 前稿1:拙稿「伊勢国北部における大安寺墾田地成立の背景」(三重大学歴史研究会『ふびと』第54号2002年1月21日)

62 前稿2:拙稿「伊勢国飯野郡中村野大安寺領と東寺大国荘」(三重大学考古学・歴史研究室『三重大史学』第2号 1-14頁 2002年)

63 「民部省符」承和三(836)年2月5日(『平安遺文』第一巻 - 58)には東寺大国荘の庄域が詳細に記載されているほか、それらに交じって大安寺領との混在する実態が読み取れる。古墳時代後期以来交通の要所が王権によって確保され、支配に利用されてきたが、飯野郡中村野も同様の地域だったのである。

64 美杉村役場『美杉村史上巻』(1981年)小田古墳の所在地は後世、北畠氏によって建立された慶光山金剛(剛)寺の跡地で、現在も伽藍造成の痕跡を明瞭に認めることができる。また、当該地は、東へ進めば伊勢国多気郡へ、北東へは一志郡へ連絡する交通の要所である。

65 弥永貞三・谷岡武雄『伊勢湾岸地域の古代条里制』東京堂出版1979年

66 「伊勢国符」『平安遺文』第一巻 - 78

67 註56 報告書他

68 鋤柄敏夫・松岡良憲『大阪府文化財速報 摂・香・仙第40号』(1986年4月)に紹介された土器類とその様相から、9世紀中ごろ以前とする。同報告はこのような事実から次のように評価している。「①墨書き土器とともに出土した遺物群は河道跡出土とはいえども出土状況からみて相当の距離を流されてきたとは考えにくく、また、同時に平瓦も出土していることから、このあたりに莊園経営に関わる建物が存在したと想定されること、②これ等の土器は宮都でみられるような供膳・煮沸・貯蔵の生活道具としての一式がほぼ揃い、転用硯や水滴として使われたとみられる小型瓶などの文房具とともに都から搬入された品々と判断されること、③さらにこの付近で通常の農村ではみられない和同開珎と隆平永宝などの銭貨も出土しているなどの点から、ここを莊園支配の拠点にして、庄官が駐在しその事務を執っていたと思われるのです。」極めて正当な見解であるといえる。

69 豊中市『新修豊中市史通史一』第三章第一節は、垂水東牧と西牧の中心が千里丘陵中にあることを強調し、図示する。しかしその根拠は明確ではない。

70 安村俊史「坂戸牧考」(『柏原市立歴史資料館館報』31 2019年9月刊行)

71 垂水牧の初見は永暦元年(1160)十二月六日の「摂津国垂水牧寄人申文案」であるが、こ

の時既に「垂水御牧」（本史料では垂水の水を氷と記す。）摂関家の垂水西牧を「御牧」とする表現はこの後に頻出する。

⁷² こうした後世の所領関係も、当該空間全体が皇室家産に由来するものであることを示唆している。

⁷³ 垂水西牧「寿永二(1183)年六月八日」(『平安遺文』第八卷 4092 「摂政近衛基通家政所下文案」)

⁷⁴ 「垂水西牧」、「垂水東牧」という名称は、資料に現れる12世紀に牧が実在したという仮定を生み出し、その空間を丘陵上に求めた。多くの研究史が千里丘陵中に独立した「牧」の存在を仮定するが、史料に「牧内」と記された「牧」とは、かつての「垂水牧」の一部にすぎず、それらが牧として機能しないことは明白である。史料に残る「牧務職」もまた、牧とはほとんど無縁な「職」であったと推測できる。